おびひろ
男女共同参画プラン

平成24年度推進状況報告書

（平成 23 年度対象）

平成 ２５年2月

帯広市

おびひろ男女共同参画プラン
平成24年度　推進状況報告書（平成23年度対象）　目次

おびひろ男女共同参画プランについて　・・・・・・　1
　施策体系　・・・・・・　2

評価について　・・・・・・　3

平成24年度　推進状況総括表　・・・・・・　5
　推進目標に対する実績値　・・・・・・　6

施策評価表

基本目標Ⅰ：人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革
1　男女平等の視点に立った教育の推進
（1）家庭における男女平等教育の推進　・・・・・・　7
（2）学校における男女平等教育の推進　・・・・・・　9
（3）地域における男女平等教育の推進　・・・・・・　10
2　男女共同参画の啓発
（1）広報・啓発活動の充実　・・・・・・　12
（2）調査研究の充実　・・・・・・　14
（3）メディアにおける男女共同参画の推進　・・・・・・　15
3　女性の人権を尊重する認識の浸透
（1）性の尊重についての認識の浸透　・・・・・・　17
（2）母性の重要性の認識の浸透　・・・・・・　19
4　女性に対するあらゆる暴力の根絶
（1）女性への暴力根絶についての認識の浸透　・・・・・・　20
（2）セクシュアル・ハラスメントの防止　・・・・・・　21
（3）被害者への相談・支援体制の充実　・・・・・・　22

基本目標Ⅱ：さまざまな分野への男女共同参画の促進
1　政策・方針決定過程への女性の参画促進
（1）審議会等への女性の参画の促進　・・・・・・　24
（2）方針決定過程における女性の参画の促進　・・・・・・　25
（3）農業経営活動への女性の参画促進　・・・・・・　26
2　地域社会への男女共同参画の促進
（1）社会活動への参加促進　・・・・・・　27
（2）ボランティア活動の促進　・・・・・・　29
（3）地域リーダーの養成　・・・・・・　31
（4）国際交流・国際協力の促進　・・・・・・　32
（5）防災分野における男女共同参画の推進　・・・・・・　33
（6）まちづくりにおける男女共同参画の促進　・・・・・・　35

基本目標Ⅲ：男女がともに働きやすい環境づくり
1　男女がともに働くための環境整備
（1）ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透　・・・・・・　37
（2）育児・支援体制の充実　・・・・・・　39
（3）家庭生活への男女共同参画の促進　・・・・・・　42

2　就労における男女平等の促進
（1）男女の均等な誇張と待遇の確保　・・・・・・　44
（2）職場における男女平等の促進　・・・・・・　46
3　就業機会の促進
（1）就業支援体制の充実　・・・・・・　48
（2）雇用機会の情報収集・提供　・・・・・・　49
（3）女性の再チャレンジ支援　・・・・・・　50

基本目標Ⅳ：多様な生き方を実現する環境づくり
1　母子保健の充実
（1）保健相談や指導体制の充実　・・・・・・　52
（2）保健・健康診査の充実　・・・・・・　53
2　健康づくりの推進
（1）健康づくりの推進　・・・・・・　54
3　安心できる介護環境の整備
（1）介護支援体制の充実　・・・・・・　55
（2）高齢者や障碍者に対する社会参画・自立支援　・・・・・・　57
4　生涯学習の推進
（1）生涯学習の推進　・・・・・・　59

おびひろ男女共同参画プランについて

1　プラン策定の趣旨

日本の男女共同参画は、「女子差別撤廃条約」の採択など、国連の女性の地位に係る運動と連動して進んできました。

国内においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」の制定や、「男女雇用機会均等法」の改正など各種法制度の整備が進められてきています。

しかし、男女共同参画に対する社会の意識は徐々に浸透してきているものの、性別による固定的役割分担意識やこれを反映した社会慣行などが依然として残っており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や女性のチャレンジ支援、少子高齢化の進行による家族の形態や労働環境の変化などの対応が求められています。

本市の男女共同参画に向けた推進は、「第五期帯広市総合計画」及び「帯広市生涯学習推進計画」において「男女共同参画社会づくり」を位置づけ、平成13年に行動プランを策定し取り組んできました。

本市においても、国等の施策の動向を踏まえながら男女共同参画社会の実現に向け、引き続き総合的に着実な推進をはかるため、第２次となる「おびひろ男女共同参画プラン」を平成22年３月に策定しました。

2　プランの目標

本プランは、帯広市における男女共同参画社会の実現を目指すものです。

このプランが目指す男女共同参画社会とは、次のような社会です。

(1) 男女の人権を尊重する社会
(2) 政策・方針決定過程などへ共同で参画できる社会
(3) 仕事と家庭・地域生活が両立できる社会

3　プランの性格

(1) 帯広市の男女共同参画社会の実現に向けた基本目標、基本方向及び施策の方向について明らかにするものです。
(2) 策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画」及び北海道の「男女平等参画基本計画」を踏まえて、市民懇話会の意見を基に、市民や団体から幅広く意見・提言を聴き、その反映に努めました。
(3) 第六期帯広市総合計画の分野計画です。
(4) なお、施策に基づく取り組みは、計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて適宜必要な見直しを行います。

4 プランの期間

平成22年度から平成31年度までの10年間です。

5　プランの基本的視点

男女共同参画社会の実現に向けて、次の基本的視点を踏まえてプランをすすめていきます。

(1) 男女の人権の尊重
(2) 固定的な性別役割分担の意識解消

おびひろ男女共同参画プラン施策体系

基本方向	施策の方向　評価対象
基本目標Ⅰ　人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	
1　男女平等の視点に立った教育の推進	(1)家庭における男女平等教育の推進
	(2)学校における男女平等教育の推進
	(3)地域における男女平等教育の推進
2　男女共同参画の啓発	(1)広報・啓発活動の充実
	(2)調査研究の充実
	(3)メディアにおける男女共同参画の推進
3　女性の人権を尊重する認識の浸透	(1)性の尊重についての認識の浸透
	(2)母性の重要性の認識の浸透
4　女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性への暴力根絶についての認識の浸透
	(2)セクシュアル・ハラスメントの防止
	(3)被害者への相談・支援体制の充実
基本目標Ⅱ　さまざまな分野への男女共同参画の促進	
1　政策・方針決定過程への女性の参画促進	(1)審議会等への女性の参画の促進
	(2)方針決定過程における女性の参画の促進
	(3)農業経営活動への女性の参画支援
2　地域社会への男女共同参画の促進	(1)社会活動への参加促進
	(2)ボランティア活動への促進
	(3)地域リーダーの養成
	(4)国際交流・国際協力の促進
	(5)防災分野における男女共同参画の推進
	(6)まちづくりにおける男女共同参画の促進
基本目標Ⅲ　男女がともに働きやすい環境づくり	
1　男女がともに働くための環境整備	(1)ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透
	(2)育児支援体制の充実
	(3)家庭生活への男女共同参画の促進
2　就労における男女平等の促進	(1)男女の均等な雇用と待遇の確保
	(2)職場における男女平等の促進
3　就業機会の促進	(1)就業支援体制の充実
	(2)雇用機会の情報収集・提供
	(3)女性の再チャレンジ支援
基本目標Ⅳ　多様な生き方を実現する環境づくり	
1　母子保健の充実	(1)保健相談や指導体制の充実
	(2)保健・健康診査の充実
2　健康づくりの推進	(1)健康づくりの推進
3　安心できる介護環境の整備	(1)介護の支援体制の充実
	(2)高齢者や障害者に対する社会参画・自立支援
4　生涯学習の推進	(1)学習機会や学習情報の提供

プランの推進	市民等による推進体制の整備
	庁内推進体制の充実
	国・北海道などとの連携

評価について

本計画の推進状況については、34の施策の方向ごとに評価を行いました。

1　評価の方法

本プランには基本方向ごとに11の推進目標が設定されています。そのうち、第六期帯広市総合計画と共通する９の目標値と独自に設定した２つの目標値があり、これらの目標値をそれぞれの関連が深い施策の方向に割り当てました。この推進目標による判定と、事業の取組状況を踏まえ（推進目標が割り当てられてないものは事業の取組状況のみで評価）、施策の方向の推進状況の評価を行います。

2　推進目標の判定

各推進目標には本プランの平成31年度の目標値が設定されています。また、総合計画の目標値には年度ごとの目標値も設定されています。各年度の目標値に対する実績値の達成率をもとに、ａｂｃｄの４段階で判定を行います。

なお、本プラン独自の推進目標は年度ごとの目標値が設定されていないため、下記の４のとおり、判定のため各年度の合理的な目標値を設定しています。

3　推進目標の判定基準について

（１）数値の向上を目標とする場合の判定基準（全推進目標）

達成率（%）＝（実績値－基準値）÷（目標値－基準値）×100

例）　障害者雇用率を達成した企業の割合

（45.8-43.8）÷（45.9-43.8）×100＝95.24%　⇒　ｂ

達成率による判定

a	100.00%以上
b	66.66%以上100.00%未満
c	33.33%以上66.66%未満
d	33.33%未満

4　本プラン独自の各年度目標値について

（１）男女共同参画セミナー・男女共同参画講座の延開催回数

Ｈ31年度の目標値はＨ22－Ｈ31年度の延開催回数85回となっています。

判定にあたりＨ13-Ｈ20の延開催回数57回を年度数8で除した7.125回を基準値に設定。

また、Ｈ22-31の延開催回数85回を年度数10で除した8.5回を各年度の目標値と設定。

基準値7.125回×H22からの年度数(例:H23の場合→2)と、各年度までの目標値、実績値の延回数を比較します。

計算例）平成23年度の判定

基準値　7.125×2＝14.25　目標値　8.5×2＝17　実績値　6（Ｈ22）＋10（Ｈ23）＝16

（16-14.25）÷（17-14.25）×100＝63.64%　⇒　ｃ

(2) 健康相談の相談者数

Ｈ31年度の目標値は「増加」のため、判定にあたり、Ｈ19年度の基準値489人より増加した人数である490人を各年度の目標値に設定。

計算例）平成23年度の判定

基準値　489人　目標値　490人　実績値　708人

（708-489）÷（490-489）×100＝21,900%　⇒　ａ

５　１つの施策の方向に２つ以上の推進目標がある場合

各推進目標の判定のａ～ｄを点数化（ａ：３点、ｂ：２点、ｃ：１点、ｄ：0点）し、それぞれに該当する推進目標数を乗じて合算した点数が、最高点（3点×全推進目標数）に占める割合を、4段階（ａｂｃｄ）に判定しています。

最高点に占める割合

a	75.00%以上100.00%以下
b	50.00%以上75.00%未満
c	25.00%以上50.00%未満
d	25.00%未満

算出方法）

（３点×ａ判定の目標数＋２点×ｂ判定の目標数＋１点×ｃ判定の目標数＋
＋０点×ｄ判定の目標数）÷（３点×全目標数）

計算例）推進目標のａ判定が一つ、ｄ判定が一つの場合

ａ⇒３点、ｄ⇒０点

（3点×1＋2点×0＋1点×0＋0点×1）÷（3点（最高点）×2（全目標数））

＝50.00%⇒推進目標による判定：ｂ

６　最終的な施策の評価

施策の評価は、推進目標の判定だけではなく、当該年度の事業の取組状況も勘案して、次の４つのうちから１つを選択して決定します。

Ａ　施策は順調に進んでいる　　**Ｂ　施策はある程度進んでいる**
Ｃ　施策はあまり進んでいない　　**Ｄ　施策は進んでいない**

平成24年度推進状況（平成23年度対象）総括表

おびひろ男女共同参画プラン				施策評価
基本目標	施策の基本方向	施策の方向	体系番号	
Ⅰ　人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	1　男女平等の視点に立った教育の推進	(1)家庭における男女平等教育の推進	Ⅰ－１－(1)	B
		(2)学校における男女平等教育の推進	Ⅰ－１－(2)	B
		(3)地域における男女平等教育の推進	Ⅰ－１－(3)	B
	2　男女共同参画の啓発	(1)広報・啓発活動の充実	Ⅰ－２－(1)	B
		(2)調査研究の充実	Ⅰ－２－(2)	B
		(3)メディアにおける男女共同参画の推進	Ⅰ－２－(3)	B
	3　女性の人権を尊重する認識の浸透	(1)性の尊重についての認識の浸透	Ⅰ－３－(1)	B
		(2)母性の重要性の認識の浸透	Ⅰ－３－(2)	B
	4　女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性への暴力根絶についての認識の浸透	Ⅰ－４－(1)	B
		(2)セクシュアル・ハラスメントの防止	Ⅰ－４－(2)	B
		(3)被害者への相談・支援体制の充実	Ⅰ－４－(3)	A
Ⅱ　さまざまな分野への男女共同参画の促進	1　政策・方針決定過程への女性の参画促進	(1)審議会等への女性の参画の促進	Ⅱ－１－(1)	B
		(2)方針決定過程における女性の参画の促進	Ⅱ－１－(2)	B
		(3)農業経営活動への女性の参画支援	Ⅱ－１－(3)	B
	2　地域社会への男女共同参画の促進	(1)社会活動への参加促進	Ⅱ－２－(1)	B
		(2)ボランティア活動の促進	Ⅱ－２－(2)	A
		(3)地域リーダーの養成	Ⅱ－２－(3)	B
		(4)国際交流・国際協力の促進	Ⅱ－２－(4)	A
		(5)防災分野における男女共同参画の推進	Ⅱ－２－(5)	B
		(6)まちづくりにおける男女共同参画の促進	Ⅱ－２－(6)	B
Ⅲ　男女がともに働きやすい環境づくり	1　男女がともに働くための環境整備	(1)ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透	Ⅲ－１－(1)	B
		(2)育児支援体制の充実	Ⅲ－１－(2)	B
		(3)家庭生活への男女共同参画の促進	Ⅲ－１－(3)	B
	2　就労における男女平等の促進	(1)男女の均等な雇用と待遇の確保	Ⅲ－２－(1)	B
		(2)職場における男女平等の促進	Ⅲ－２－(2)	B
	3　就業機会の促進	(1)就業支援体制の充実	Ⅲ－３－(1)	B
		(2)雇用機会の情報収集・提供	Ⅲ－３－(2)	B
		(3)女性の再チャレンジ支援	Ⅲ－３－(3)	B
Ⅳ　多様な生き方を実現する環境づくり	1　母子保健の充実	(1)保健相談や指導体制の充実	Ⅳ－１－(1)	B
		(2)保健・健康診査の充実	Ⅳ－１－(2)	B
	2　健康づくりの推進	(1)健康づくりの推進	Ⅳ－２－(1)	A
	3　安心できる介護環境の整備	(1)介護の支援体制の充実	Ⅳ－３－(1)	B
		(2)高齢者や障害者に対する社会参画・自立支援	Ⅳ－３－(2)	A
	4　生涯学習の推進	(1)生涯学習の推進	Ⅳ－４－(1)	B

評価	項目数	割合
A　施策は順調に進んでいる	5	14.7%
B　施策はある程度進んでいる	29	85.3%
C　施策はあまり進んでいない	0	0.0%
D　施策は進んでいない	0	0.0%

推進目標に対する実績値

基本目標	基本方向	目標の設定	関連施策番号	基準値	単位	基準年	各年度の実績値・目標値（上段：実績値、中段：目標値、下段：判定）									
							H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	1 男女平等の視点に立った教育の推進	男女共同参画セミナー・男女共同参画講座の延開催回数	Ⅰ-1-(1) Ⅰ-1-(3)	57 （単年度平均7.125回）	回	13-20	6 (6)	16 (10)								
							8.5 (8.5)	17 (8.5)	25.5 (8.5)	34 (8.5)	42.5 (8.5)	51 (8.5)	59.5 (8.5)	68 (8.5)	76.5 (8.5)	85 (8.5)
	2 男女共同参画の啓発		Ⅰ-2-(1)				d	c								
	3 女性の人権を尊重する認識の浸透	配偶者からの暴力に係る相談件数 （総合計画成果指標）	Ⅰ-3-(1)	63	件	19	119	155								
							65	67	69	71	74	77	80	83	86	89
	4 女性に対するあらゆる暴力の根絶		Ⅰ-4-(1) Ⅰ-4-(3)				a	a								
Ⅱ さまざまな分野への男女共同の促進	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	審議会等への女性の参画率 （総合計画成果指標）	Ⅱ-1-(1)	31.5	%	19	34.5	34.8								
							32.8	33.6	34.4	35.2	36.0	36.8	37.6	38.4	39.2	40.0
	2 地域社会への男女共同参画の促進		Ⅱ-2-(5)				a	a								
Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり	1 男女がともに働くための環境整備	育児休業制度を規定している事業所の割合 （総合計画成果指標）	Ⅲ-1-(1) Ⅲ-1-(2) Ⅲ-1-(3)	25.2	%	19	33.1	29.9								
							25.7	26.2	26.8	27.4	28.0	28.6	29.2	29.8	30.4	31.0
	2 就労における男女平等の促進		Ⅲ-2-(1)				a	a								
	3 就業機会の促進	母子家庭等自立支援制度利用者の就労率 （総合計画成果指標）	Ⅲ-3-(3)	67.3	%	18-20	69.4	70.3								
							67.5	68.0	68.5	69.0	69.5	70.0	70.5	71.0	71.5	72.0
							a	a								
Ⅳ 多様な生き方を実現する環境づくり	1 母子保健の充実	乳児家庭への訪問率 （総合計画成果指標）	Ⅳ-1-(1)	37.6	%	19	83.9	81.7								
							71.5	73.0	74.5	76.0	77.5	79.0	80.5	82.0	83.5	85.0
							a	a								
	2 健康づくりの推進	健康相談の相談者数	Ⅳ-2-(1)	489	人	19	640	708								
							490	490	490	490	490	490	490	490	490	増加
							a	a								
	3 安心できる介護環境の整備	介護予防事業の参加者のうち、評価が向上・維持できた人の割合 （総合計画成果指標）	Ⅳ-3-(1)	92.3	%	19	85.9	89.5								
							95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
							c	c								
		障害者雇用率を達成した企業の割合 （総合計画成果指標）	Ⅳ-3-(2)	43.8	%	19	52.0	45.8								
							45.4	45.9	46.4	46.9	47.4	47.9	48.5	49.0	49.5	50.0
							a	b								
	4 生涯学習の推進	帯広市教育委員会が開催する講座等の参加者数 （総合計画成果指標）	Ⅳ-4-(1)	22,590	人	19	26,656	30,138								
							23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
							a	a								
		地域の指導者の登録者数 （総合計画成果指標）	Ⅳ-4-(1)	138	人	19	107	109								
							145	150	155	160	165	170	175	180	185	190
							d	d								

※各年度の実績値・目標値の年度は評価対象年度。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
基本目標	Ⅰ　人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	主な担当課	男女共同参画推進課、農政課、子育て支援課	
基本方向	1　男女平等の視点に立った教育の推進			
施策の方向	(1) 家庭における男女平等教育の推進			
	性別による男女の役割分担意識は、その多くが子どもの成長過程でつくられることから、幼児期から家族一人ひとりの人権を認め合い、平等意識を培うため、保護者に対する啓発・学習機会の充実をはかります。			

1. 目標値による判定（下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標）

	推進目標	単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値（各年度）				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	男女共同参画セミナー・男女共同参画講座の延開催回数	回	57回(H13～H20) 85回(H22～H31)	c	6(6)	16(10)			
推進目標による判定				c	※各年度の実績値はH22年度から各年度までの延べ件数 また、( )内は各年度の件数				

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「男女共同参画セミナー・男女共同参画講座の延開催回数」の推進目標は年平均8.5回となります。平成22年度で男女共同参画講座の開催数が少なかったことから、2か年での延べ開催数は16回と目標値17回を下回りましたが、平成23年度ではおびひろ男女共同参画プランに基づいた様々なテーマで講座等を行ったことにより、10回の開催数となり年平均を上回っております。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○家庭内における固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重の重要性について啓発をすすめるため、各種講座・研修会などを開催します。	・男女共同参画セミナー(1回・1,278人)、男女共同参画講座(4回・139人)、男女共同参画推進員による出前講座(5回・86人)、女と男の一行詩募集・展示(691作品399人)、男女共同参画情報誌の発行(年2回・各3,000部) ・各種研修会等の実施(新規就農者コースに農村女性3名参加) ・農村女性のつどい等への参加推進(帯広市農産物小規模加工研究会道内視察研修(旭川市)農村女性13名参加) ・家庭での男女平等意識の形成と実践(家族経営協定の締結促進)(農家戸数713戸のうち、締結225戸)
○保護者などを対象に、男女平等観に基づいた家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。	・家庭教育学級(学級数:12学級、学級生数:210名、学習会実施回数:117回(内1回は、男女共同参画推進員の出前講座による学習会))

4. 施策の評価

男女共同参画情報誌の発行や女と男の一行詩の募集・展示、各種講座、講演会の開催などを通して、男女平等意識の啓発を行っています。

農村地域においては、新規就農者コース研修では受講生17名中女性3名、農産物小規模加工研究会道内視察研修では参加14名中女性13名であり、家族経営協定についても順調に締結されているなど、各種取り組みで女性の参画が進んでいます。

また、家庭教育学級においては、平成23年度に男女共同参画推進員による学習会を実施しています。

依然として固定的な性別役割分担意識が残っている現状がありますが、これら保護者に対する啓発・学習機会の提供を通して、徐々にではありますが、家庭における男女平等意識の浸透がはかられていると考えられ、男女共同参画に関する市民まちづくりアンケートの結果も向上してきていることから、推進目標による判定は「c」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

5. 課題と今後の取り組み方向

家庭における男女平等教育を推進するにあたり、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を一層進める必要があります。各種講座や講演会、情報誌の発行などを通して、家庭への男女平等意識の浸透をはかるとともに、市民意識調査により、男女共同参画に関する意識や実態を把握、比較・検証し、併せてその結果を公表することにより、さらなる意識啓発をはかっていきます。

また、農業者で構成する農業者グループなどに女性も参画するよう促進するとともに、家庭教育学級において、今後、男女共同参画関係の学習会もスケジュールを調整しながら、より多く実施できるよう取り組んでいきます。

平成24年度　施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅰ　**人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革**	主な担当課	学校教育指導室
	基本方向	1　男女平等の視点に立った教育の推進		
	施策の方向	(2) 学校における男女平等教育の推進		
		学校は、家庭や地域とともに子どもの価値観や社会的規範などの人格形成に大きな役割を担っており、より一層男女平等観に立った教育の実践に努めます。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○学校教育では、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の相互理解と教育の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実をはかり、教育全般を通じて人権尊重や男女平等の視点に立った教育をすすめます。	・社会科や道徳教育を通して、人権尊重、男女平等の考え方の醸成 ・技術家庭科の男女共修 ・適切な進路指導 ・指導資料の活用 ・いじめ防止ポスター、指導資料「あっとほおむ」の配布
○教職員や関係者に対して、研修などにより人権の尊重や男女共同参画社会に関する正しい理解の浸透をはかります。	・教育相談講座Ⅰ・Ⅱの実施（いじめやピアサポートについての研修）

2. 施策の評価

いじめ防止ポスターや指導資料の配布、教職員への研修機会の拡大などを通して、学校における人権尊重、男女平等の観点に立った教育の推進に向けた取り組みを行っています。これらの取り組みを通して、いじめの問題を中心として児童生徒の主体的な活動が進められていることから、一定の成果を上げていると考えられ、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

3. 課題と今後の取り組み方向

今後とも、学校においては、教育相談を実施し、一人一人によりそった教育を行うとともに、自主的、自立的な活動を促進しながら、学校教育全体を通して、人権尊重の態度を育成し、教職員の指導力、意識の向上、ニーズに合わせた研修を計画、実施していきます。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
基本目標	Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	主な担当課	男女共同参画推進課、農政課
基本方向	1　男女平等の視点に立った教育の推進		
施策の方向	(3) 地域における男女平等教育の推進		
	性別による男女の役割分担意識を是正し、多様な生き方や暮らし方を持った人々が他の人々と共生しながら自分らしさを大切にしていけるよう、人権意識の啓発をすすめます。		

1. 目標値による判定（下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標）

	推進目標	単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値（各年度）				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	男女共同参画セミナー・男女共同参画講座の延開催回数	回	57回(H13～H20) 85回(H22～H31)	c	6(6)	16(10)			
推進目標による判定				c	※各年度の実績値はH22年度から各年度までの延べ件数 また、( )内は各年度の件数				

2. 成果指標の実績値に対する考え方

「男女共同参画セミナー・男女共同参画講座の延開催回数」の推進目標は年平均8.5回となります。平成22年度で男女共同参画講座の開催数が少なかったことから、2か年での延べ開催数は16回と目標値17回を下回りましたが、平成23年度ではおびひろ男女共同参画プランに基づいた様々なテーマで講座等を行ったことにより、10回の開催数となり年平均を上回っております。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○地域において、男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高め、それぞれの個性や能力を十分発揮できるよう、各種講座の開催など学習機会の提供に努めます。	・男女共同参画セミナー(1回・1,278人)、男女共同参画講座(4回・139人)、男女共同参画推進員による出前講座(5回・86人) ・農村地域活動への女性参画推進(地域づくり活動の推進)
○各種団体などと連携し、男女共同参画社会の正しい理解の浸透をはかります。	・帯広青年会議所と男女共同参画セミナーの共催、男女共同参画推進市民会議(1回)

4. 施策の評価

地域で活動している団体と連携した男女共同参画セミナーや講座を開催するとともに、町内会等に市民協働のパートナーである男女共同参画推進員による男女共同参画に関する出前講座を行うなど、地域における男女平等意識を高めるため、学習機会の提供を行っています。

また、農村地域活動への女性参画推進(地域づくり活動の推進)を男女共同参画の視点に配慮して実施するよう努めています。

地域においても、依然として固定的な性別役割分担意識が残っている現状がありますが、地域における団体との連携による講座等の開催により、団体への意識啓発とともに、地域の方々への学習機会の提供などの取り組みを通して、徐々にではありますが男女平等意識の浸透がはかられていると考えられ、市民まちづくりアンケートの結果も向上してきていることから、推進目標による判定は「c」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

５．課題と今後の取り組み方向

地域においても、固定的な性別役割分担意識を解消し男女平等の意識を高めるための意識啓発を一層進める必要があります。引き続き、各種団体と連携した男女共同参画セミナー等の開催や男女共同参画推進市民会議の委員を通して団体への意識啓発を行っていくとともに、町内会などへ男女共同参画推進員による出前講座を行って、男女共同参画に関する学習機会の提供に努めていきます。

また、農村地域活動への女性参画を推進するような事業（講座等）について検討を進めます。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
基本目標	Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	主な担当課	男女共同参画推進課、農政課
基本方向	2　男女共同参画の啓発		
施策の方向	(1) 広報・啓発活動の充実		
	長い歴史の中で培われてきた固定的な性別役割分担意識を是正していくため、広報・啓発活動の事業支援や各種講座などを通して、男女平等意識を市民の間に浸透させるための広報・啓発活動の充実をはかります。		

1. 目標値による判定（下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標）

	推進目標	単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値（各年度）				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	男女共同参画セミナー・男女共同参画講座の延開催回数	回	57回(H13～H20) 85回(H22～H31)	c	6(6)	16(10)			
推進目標による判定				c	※各年度の実績値はH22年度から各年度までの延べ件数 また、( )内は各年度の件数				

2. 成果指標の実績値に対する考え方

「男女共同参画セミナー・男女共同参画講座の延開催回数」の推進目標は年平均8.5回となります。平成22年度で男女共同参画講座の開催数が少なかったことから、2か年での延べ開催数は16回と目標値17回を下回りましたが、平成23年度ではおびひろ男女共同参画プランに基づいた様々なテーマで講座等を行ったことにより、10回の開催数となり年平均を上回っております。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○男女共同参画の認識を深めるため、男女共同参画週間や情報誌の発行など多様な機会を通じ情報を提供し、啓発をすすめます。	・とかちプラザ内女性情報コーナーでの男女共同参画に関する資料・情報の提供、男女共同参画情報誌の発行(年2回、各3,000部)、フリーペーパーに啓発広告掲載(年3回)、男女共同参画週間パネル展の開催 ・農業情報の周知
○家庭や地域から男女共同参画の意識を高めるため、男女共同参画推進員による啓発をすすめます。	男女共同参画推進員による出前講座(5回・86人)
○男女共同参画をすすめる女性団体やグループ等の活動を支援します。	・とかちプラザ内女性情報コーナーでの女性団体等の活動情報提供、女性団体等支援(2団体240千円)
○男女共同参画の基本となる関係法等の周知をはかります。	・とかちプラザ内女性情報コーナーでの男女共同参画に関する資料・情報の提供、男女共同参画週間パネル展の開催、社会参画支援講座(セクハラ・パワハラ防止講座)(1回・32人)

4. 施策の評価

男女共同参画に関する情報を、とかちプラザの女性情報コーナーで随時提供を行い、男女共同参画週間パネル展の開催や情報誌などを通して啓発を進めているほか、男女共同参画推進員による出前講座を家庭教育学級や町内会等で行い、家庭や地域から男女共同参画の意識を高めるとともに、女性団体等の活動支援を行っています。

また、農業技術センターホームページなどを利用し、農業情報を提供しているほか、各種事業の周知も行うなど広報・啓発活動の充実に努めています。

依然として固定的な性別役割分担意識が残っている現状がありますが、市民まちづくりアンケートの結果も向上してきており、各種広報・啓発などの取り組みも一定程度の成果があったものと考えられ、推進目標による判定は「c」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

５．課題と今後の取り組み方向

固定的な性別役割分担意識を解消するための意識啓発を一層進める必要があることから、男女共同参画情報誌においては、効果的なテーマ設定と市民に分かりやすい紙面づくりに引き続き取り組んでいくほか、女性情報コーナーをパネル展など様々な周知活動に活用するとともに、女性団体等の発信の場として充実をはかっていきます。

また、今後も市ホームページで農業者に向けて農業情報の提供を行っていくなど、広報啓発活動の充実に努めていきます。

平成24年度　施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅰ **人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革**	主な担当課	男女共同参画推進課、工業労政課
	基本方向	2　男女共同参画の啓発		
	施策の方向	(2) 調査研究の充実		
		男女平等や人権に関する市民意識、企業における雇用状況など、男女共同参画社会形成のための実態把握と活用に努めます。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○男女共同参画に関わる市民や事業所の意識について調査・検証し、関係施策などへの反映に努めます。	・事業所雇用実態調査票　送付1,538社 ・市民まちづくりアンケート（発送数3,000件、回収数1,374件）

2. 施策の評価

市内の1, 500社以上の事業所を対象に毎年事業所雇用実態調査を実施し、その調査結果を事業所に送付し、男女雇用機会均等法による雇用管理の見直し状況等をお知らせすることで、男女共同参画についての意識啓発を行っており、昭和49年から継続して取り組んでいるところです。

また、毎年市民まちづくりアンケートを実施していますが、男女共同参画にかかる設問があり、市民実感度が向上している状況がうかがえます。

事業所雇用実態調査での事業所の育児休業等の導入状況や市民まちづくりアンケートでの市民実感度などを把握し、関係施策への反映に努めており、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

3. 課題と今後の取り組み方向

今後も引き続き事業所雇用実態調査を実施し、その調査結果を事業所に送付し、男女雇用機会均等法による雇用管理の見直し状況等をお知らせすることで、男女共同参画についての意識啓発をはかっていきます。

また、男女共同参画に関する事業所意識調査を平成24年度に実施し、ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透などをはかるため、調査結果から育児休業制度の導入促進に関する課題などを分析するとともに、課題解決に向けて、関係団体などと連携し環境整備の検討を進めていきます。平成25年度には市民意識調査を実施し、男女共同参画に関する意識や実態を把握、比較・検証し、併せてその結果を公表することにより、さらなる意識啓発をはかっていきます。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
	基本目標	Ⅰ　人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	主な担当課	広報広聴課、男女共同参画推進課、青少年課、学校教育指導室
	基本方向	2　男女共同参画の啓発		
	施策の方向	(3) メディアにおける男女共同参画の推進		
		高度化が進む情報化社会の中、メディアからもたらされる情報が社会に与える影響は大きいため、固定的な性別役割分担意識の表現など人権を侵害するような表現に十分配慮するとともに、多くの情報を市民が主体的に判断することができるよう支援します。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○男女共同参画の視点から、市の発行する広報や出版物の表現が性別に基づく固定的観念にとらわれないように配慮します。	・広報おびひろの発行（月1回　77,000部） ・視覚障害者向け広報の発行（点字広報　月1回　40部、声の広報　月1回　50本） ・市勢要覧の発行（年1回　500部） ・市政ガイドの発行（年1回　4,000部）
○学校・家庭・地域が連携し、有害図書の青少年への販売監視や立ち入りの調査の実施など環境浄化の啓発活動を推進します。	・非行の誘因の恐れがある社会環境の状況把握と浄化活動の実施（うち有害図書等の監視・環境浄化の取組状況(道青少年健全育成条例第53条に基づく):レンタルビデオ店　13店、・コンビニ調査　71店、書店調査　11店）
○学校教育をはじめ、生涯学習などさまざまな場において、インターネットなど多種多様なメディアからもたらされる情報を主体的に読み解く能力（メディア・リテラシー）の育成に努めます。	・各領域や教科における情報教育の実施（総合的な学習の時間・技術など） ・啓発資料「出会い系サイトは危ない！出会い系サイト以外も危ない！！」の配布

2. 施策の評価

広報等の発行に際し、男女共同参画の視点に配慮して、性別に基づく固定的観念にとらわれないように表現しています。

青少年の健全育成のため有害環境浄化を目的に立入調査等を行っており、多くの店舗では北海道条例を理解していました。

各学校では総合的な学習の時間や技術、各教科の調べ学習などにおいて情報活用能力の育成をはかっています。また、平成23年度には啓発資料を作成、中学校全生徒に配布するなど、携帯電話の活用についても啓発をはかっており、以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

３．課題と今後の取り組み方向

今後も、広報等の発行に際し、男女共同参画の視点に配慮して、性別に基づく固定的観念にとらわれないように表現し作成します。

さらに、男女共同参画の視点に立った公的広報のガイドライン（手引き）を作成し、市の発行する出版物等に男女共同参画の視点に配慮するよう各課に周知していきます。

青少年の健全育成のため有害環境浄化を目的に、今後も継続して立入調査を実施し、環境浄化に努めます。また、有害図書類の販売については、北海道条例上で届出が必要がないことから新設・閉所については、最新の情報把握に努めるとともに市民等からの情報提供の協力なども今後も求めていきます。

全道的に見ても、携帯電話におけるトラブル等が増加していることから、学校教育においてもさらに保護者への啓発、児童生徒への注意喚起を進めていきます。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
	基本目標	Ⅰ　人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	主な担当課	青少年課、学校教育指導室、健康推進課、子育て支援課
	基本方向	3　女性の人権を尊重する認識の浸透		
	施策の方向	(1) 性の尊重についての認識の浸透		
		男女が互いの性を尊重し、生命の尊厳や性に関する正しい知識を身につけ、自覚と責任をもった行動がとれるよう啓発活動の充実をはかります。また、女性の性と生殖に関することなど、自らの健康についての正しい情報提供に努めます。		

1. 目標値による判定（下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標）

	推進目標	単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値（各年度）				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	配偶者からの暴力に係る相談件数	件	63件(H19)	a					
			89件(H31)		119	155			
推進目標による判定				a					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「配偶者等からの暴力に係る相談件数」は、前年より増加し、目標値を大幅に上回っています。DV防止パンフレットなどによる女性相談窓口の周知やDV防止に関する啓発が市民に浸透し、相談につながっているものと考えます。しかし、一方で相談件数が大幅に増加していることは憂慮すべき事態であるとも考えます。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○男女相互の性の尊重を促すため、学習機会の提供や啓発活動をすすめます。	有害図書類販売店の立入調査、出会い系サイトや携帯電話利用による性犯罪防止の青少年啓発チラシ等の配布
○児童生徒が発達段階に応じ生命の大切さを理解し、正しい知識を持ち、自覚と責任をもった行動がとれるよう、学校における適切な性教育をすすめます。	・保健体育を中心とした生命や性に関する指導の実施 ・非行防止教室や薬物乱用防止教室の開催（小学校14校・中学校14校）
○学校において適切な性教育を進めるため、教職員の性教育研修の充実に努めます。	・各学校において、性教育の充実をはかるよう指導（性教育の全体指導計画の作成・見直し）
○HIV／エイズや性感染症について、正しい知識の普及を図るため、啓発を進めるとともに薬物乱用や喫煙、飲酒についてその健康被害に対する正しい情報を提供し、予防を推進します。	・街頭指導等を行う中で喫煙・飲酒などの不良行為の指導（9人） ・薬物乱用防止パネル・禁煙教育パネルの貸出及び展示による啓発 ・十勝地区広域補導連絡協議会作成の薬物乱用防止リーフレットを市内の全高校生に配布 ・北海道及び薬物乱用防止指導員十勝地区協議会等と協力し、薬物乱用防止活動の実施（街頭啓発等） ・さわやか性相談（366件） ・母子健康手帳交付時における禁煙指導（147件）
○家庭や地域において、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）への配慮がなされるよう健康教育や性に関する相談を行います。	・性に関する健康教育の実施（いのちのトンネル）　1回 ・さわやか性相談（366件）

4. 施策の評価

近年、巡回指導等による不良行為等の被指導者数は少数であり、このうち喫煙については、指導数が大幅に減となっており、薬物乱用についても指導件数はない状況です。これは、青少年センターが、生徒指導連絡協議会などの関係機関・団体と連携し、非行の未然防止に努めたことによる成果と、成人識別機能付たばこ自動販売機導入や価格上昇など入手環境が厳しくなったことなどが要因として考えられます。なお、帯広警察署管内での少年非行・不良行為等の人数は、平成19年1,127人、平成23年758人となっています。

各学校において、非行防止教室や薬物乱用防止教室の実施を通して、生命や性に関する指導の充実をはかっています。特に小学校高学年での薬物乱用防止教室の実施を学校に呼びかけ、発達段階に応じた性教育の一環として進めています。

薬物乱用防止に係る啓発を関係団体等と協力し実施しており、喫煙・飲酒等に係る予防教育については、要望があった場合にのみ実施しました。また、関連保健事業とのつながりを強化し、禁煙指導・性知識の啓発がはかられています。

配偶者からの暴力に係る相談件数が増加していることや、性犯罪の低年齢化などを受けて、発達段階に応じた性教育の充実が求められていることからも、性の尊重についての認識がまだ十分浸透しているとはいえない状況であり、推進目標による判定は「a」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

5. 課題と今後の取り組み方向

青少年センターでは巡回指導を実施しているほか、道条例に基づく店舗への立入調査やインターネットの有害サイトへの対応、万引防止、薬物乱用など、各種の啓発活動などに取り組んでいますが、青少年を育む環境の整備のため、さらに市民、関係機関・団体、事業者との連携を深め、より一層啓発に努めます。薬物乱用は市内においてはまだ補導はないものの非行の未然防止のためには今後も注視を続け、啓発に努めます。

性犯罪の低年齢化などを受けて、発達段階に応じた性教育の充実が求められます。薬物乱用防止教室などの出前授業を活用しながら、適切な性教育を進めていいます。

HIVや性感染症、薬物乱用や喫煙、飲酒による健康被害については、特に若年層に対する啓発が必要であり、教育現場との連携が求められています。今後も、北海道等と連携・協力しながら、正しい情報・知識の啓発に努めていきます。

関連保健事業とのつながりを強化し、より広く性知識の啓発をはかります。子どもたちへ生きる大切さを伝える機会を持つことを目的として、乳幼児を持つ保護者を対象とし、自分自身の自己肯定感を高めることや自分自身と向き合う学習会を実施していきます。

平成24年度　施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	主な担当課	子育て支援課、工業労政課、健康推進課
	基本方向	3　女性の人権を尊重する認識の浸透		
	施策の方向	(2) 母性の重要性の認識の浸透		
		母性は、次世代の生命を育む社会的に重要なものであることを正しく理解し、尊重されるよう母性保護に対する意識の啓発に努めます。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○家庭や地域において、妊娠・出産という母性の重要性への認識を深めるため、家庭教育や健康教育等の学習機会の提供や訪問指導を実施します。	母性相談室相談件数(1,915件)、両親教室の実施(12回)、育児教室の実施(12回)、家庭訪問数(実1,434件・延1,628件)
○各種検診や健康診査を実施するほか、必要に応じて保健指導を行います。	4か月児健診(1,392件)、10か月児健診(1,231件)、1歳6か月児健診(1,355件)、3歳児健診(1,321件)、妊婦健診(26,490件)
○働く女性の母性保護に向けた啓発をすすめます。	関係ポスター、パンフレットの市庁舎での掲示
○HIV／エイズや性感染症について、正しい知識の普及を図るため啓発をすすめるとともに、薬物乱用や喫煙、飲酒についてその健康被害に対する正しい情報を提供し、予防を推進します。	・さわやか性相談(366件) ・母子健康手帳交付時における禁煙指導(147件) ・北海道及び薬物乱用防止指導員十勝地区協議会等と協力し、薬物乱用防止活動の実施(街頭啓発等)

2. 施策の評価

妊婦、乳幼児健康診査により異常の早期発見や母子の健康保持増進をはかるとともに、幼児に関するさまざまな相談支援を行っています。

ハローワーク等との連携により、市のホームページからハローワークマザーズコーナーを紹介し、子育てをしながら就職活動をする方への情報提供は行っていますが、母性保護規定等の周知・啓発のための取り組みが進んでいない状況です。

薬物乱用防止に係る啓発を関係団体等と協力し実施しており、喫煙・飲酒等に係る予防教育については、要望があった場合にのみ実施しました。また、関連保健事業とのつながりを強化し、禁煙指導・性知識の啓発をはかっており、以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

3. 課題と今後の取り組み方向

乳幼児の健康保持増進には、健康診査や相談支援が欠かせなく、何らかの理由により未受診となっている乳幼児健康診査の解消に向け、相談や訪問活動による受診勧奨の取り組みを進めます。

ハローワーク等との連携により市内事業所への母性保護規定の周知・啓発方法を検討していきます。

HIVや性感染症、薬物乱用や喫煙、飲酒による健康被害については、特に若年層に対する啓発が必要であり、教育現場との連携が求められています。今後も、北海道等と連携・協力しながら、正しい情報・知識の啓発に努めていきます。また、関連保健事業とのつながりを強化し、より広く性知識の啓発をはかります。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
基本目標	Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	主な担当課	男女共同参画推進課
基本方向	4　女性に対するあらゆる暴力の根絶		
施策の方向	(1) 女性への暴力根絶についての認識の浸透		
	女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、犯罪であるという社会的認識の徹底をはかるため、啓発資料の配布や講座などあらゆる機会を活用して、その予防と根絶に向けた意識啓発に努めます。		

1. 目標値による判定（下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標）

	推進目標	単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値（各年度）				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	配偶者からの暴力に係る相談件数	件	63件(H19) 89件(H31)	a	119	155			
推進目標による判定				a					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「配偶者等からの暴力に係る相談件数」は、前年より増加し、目標値を大幅に上回っています。DV防止パンフレットなどによる女性相談窓口の周知やDV防止に関する啓発が市民に浸透し、相談につながっているものと考えます。しかし、一方で相談件数が大幅に増加していることは憂慮すべき事態であるとも考えます。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、犯罪であるという社会的認識の徹底をはかるため、啓発資料の配布や講座などあらゆる機会を活用して、その予防と根絶に向けた意識啓発に努めます。	デートDV予防講座(3回・658人)、男女共同参画講座(DV防止講座・1回・48人)、フリーペーパーにDV防止に係る啓発広告掲載(年1回)、DV防止パンフレット等の配布

4. 施策の評価

DV防止パンフレット等の配布やフリーペーパーへのDV防止啓発広告の掲載などによる啓発、また、高校生などの若年者に対してデートDV予防講座等を開催し、DVの予防と根絶に向けた取り組みを行っています。

推進目標の実績にも表れているとおり、DVについての認知度を高める取り組みにより、これまで相談できずにいた潜在的な被害者掘り起こしに一定程度の成果はあったものの、一方で、DVに関する相談件数が大幅に増加していることは憂慮すべき事態であることから、推進目標による判定は「a」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

5. 課題と今後の取り組み方向

DVに関する相談件数が増加しており、発生そのものを絶つことが課題であることから、引き続き高校生などの若年層に対して、デートDV予防講座を開催し、DVの予防と根絶に向けた意識啓発に努めます。

平成24年度　施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅰ　**人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革**	主な担当課	男女共同参画推進課、工業労政課、職員課
	基本方向	4　女性に対するあらゆる暴力の根絶		
	施策の方向	(2) セクシュアル・ハラスメントの防止		
		雇用の場、教育の場、その他の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止などについて啓発を進めます。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○セクシュアル・ハラスメントや性犯罪など、性の尊重を阻害する要因を取り除くため、防止啓発パンフレットの配布や教材の貸出しによる意識啓発、社会的認識の徹底に努めます。	・セクハラ・パワハラ防止の啓発資料等の作成・配布（事業所雇用実態調査時・1,586社） ・フリーペーパーにセクハラ・パワハラ防止啓発広告掲載（年1回） ・社会参画支援講座（セクハラ・パワハラ防止講座・1回・32人） ・とかちプラザ内女性情報コーナーでのセクハラ防止ビデオの貸し出し ・セクハラ等の防止啓発ポスター、パンフレットの市庁舎での掲示 ・市職員研修時の意識啓発 ・市役所における情報共有システムによるセクハラ防止マニュアルの周知・相談窓口設置

2. 施策の評価

セクハラ・パワハラについては、フリーペーパーでの防止啓発広告掲載、防止講座の開催や女性情報コーナーでのセクハラ防止ビデオの貸し出しを行っているほか、事業所に啓発資料等を送付するなどして周知・啓発に努めていますが、職場等において固定的な性別役割分担意識やこれを反映した社会慣行などが依然として残っています。

また、市役所においては、職員研修時に意識啓発を実施するとともに、情報共有システムによりセクハラ防止マニュアルの周知・啓発を進めており、以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

3. 課題と今後の取り組み方向

職場等において固定的な性別役割分担意識やこれを反映した社会慣行などが依然として残っていることから、今後も引き続き様々な機会を通じて、事業所等へのセクハラ・パワハラ防止啓発を行っていきます。

また、現在、事業所向けに労働災害ビデオの貸し出しを行っていますが、セクハラ・パワハラ防止に関する映像教材についても購入・貸し出しを検討します。

市役所においては、平成24年度にセクハラ防止マニュアルの更新時パワハラ防止を追加しており、職員に対する意識啓発を引き続き行うとともに、相談しやすい体制を確保していきます。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
基本目標	Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	主な担当課	男女共同参画推進課、こども課、子育て支援課	
基本方向	4　女性に対するあらゆる暴力の根絶			
施策の方向	(3) 被害者への相談・支援体制の充実			
	被害者の人権に配慮した相談体制の充実をはかるとともに、自立に向けて適切な支援ができるよう、関係機関等との連携を強化します。			

1. 目標値による判定（下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標）

	推進目標	単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	配偶者からの暴力に係る相談件数	件	63件(H19) 89件(H31)	a	119	155			
推進目標による判定				a					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「配偶者等からの暴力に係る相談件数」は、前年より増加し、目標値を大幅に上回っています。DV防止パンフレットなどによる女性相談窓口の周知やDV防止に関する啓発が市民に浸透し、相談につながっているものと考えます。しかし、一方で相談件数が大幅に増加していることは憂慮すべき事態であるとも考えます。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○被害者の人権に配慮した相談の対応や支援体制を整備するため、関係各課によるネットワークの整備に努めるとともに、関係機関と連携をはかりながら効果的な対応に努めます。	・DV防止法関係機関等連絡調整会議参加(十勝総合振興局他関係機関・1回) ・配偶者暴力防止等ネットワーク会議(1回・庁内DV防止法関係14課・1回)
○被害者の安全確保と秘密の保持に十分配慮し、被害者の立場に立った相談体制の強化に努めます。	・女性相談の実施(相談件数　323件、うちDV相談155件) ・ひとり親相談の実施　(相談件数　513件)
○配偶者や交際相手等からの暴力による被害女性の保護や、自立支援を行う民間シェルターを運営する団体に対し支援を行うとともに、連携しながら被害者を支援します。	民間シェルター補助(200千円)
○配偶者などからの暴力が児童虐待に及んでいないか、関係機関との連携をはかりながら適切な対応に努めます。	児童虐待相談実件数　120件、要保護児童対策地域協議会総会　1回、ケース会議14回

4. 施策の評価

関係機関や関係各課と連携し、女性相談員を1名配置し、配偶者等からの暴力（DV）などに関する相談を受け、自立支援等を行っています。相談室の設置や市民相談室における女性相談の日を設けるほか、サポートラインの開設などにより相談体制の充実に努めており、相談件数は推進目標の実績にも表れているとおり増加しています。

また、ひとり親相談では、母子自立支援員を1名配置し、母子家庭の生活一般、生活援護、母子寡婦福祉資金、母子の自立に関する相談を受け、自立支援に取り組んでいます。相談件数は、前年とほぼ同数であることから一定の成果があったものと考えられます。

児童虐待については、関係機関とのケース会議や学習会の実施の中で対応理解の充実や連携がはかられてきており、以上の状況を勘案し、施策は順調に進んでいると評価します。

施策は順調に進んでいる	A

5. 課題と今後の取り組み方向

DV相談件数は増加傾向にあり、DV被害者の負担軽減のため、庁内関係各課が連携し、庁内ネットワーク会議や個別サポート会議を通じてさらに連携を強めていきます。

母子の自立を支援するため、母子家庭に対して自立支援制度などの周知に努めます。

児童虐待の相談が全国的に増加傾向にあるなど、これまで以上に子どもの権利を守る取り組みが必要であることから、子どもの権利条約に関する理念の普及を進めるとともに、関係機関や市民、関係団体などと連携しながら、子どもに関する相談や子どもからの相談を受ける体制の充実に努めます。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
基本目標	Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進	主な担当課	行政推進室、男女共同参画推進課	
基本方向	1　政策・方針決定過程への女性の参画促進			
施策の方向	(1) 審議会等への女性の参画の促進			
	市が設置する審議会等への女性の参画拡大をはかり、男女のより多様な意見を反映できる環境づくりや、学習機会の提供などを通じて人材育成をはかります。			

1. 目標値による判定（下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標）

	推進目標	単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	審議会等への女性の参画率	%	31.5%(H19) 40.0%(H31)	a	34.5	34.8			
推進目標による判定				a					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「審議会等への女性の参画率」は、公募委員や学識経験者として女性委員を登用してきたことなどにより、常設31審議会等の合計で34.8%と、前年より上昇し、平成23年度の目標値33.6%を上回っています。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○審議会委員等へ積極的に女性を登用するよう促します。	各種審議会等委員への女性登用状況調査・附属機関に関する調査(各年1回実施)において、審議会等への女性の登用促進について、各課へ周知・啓発
○地域などで活躍している女性に関する人材情報を収集し、審議会などへの情報提供を行います。	女性団体等の情報収集・提供
○各種講座を実施し行政施策に対する女性の関心を高めるとともに、研修などにより女性の人材育成を行います。	男女共同参画セミナー(1回・1,278人)(再掲)、男女共同参画講座(4回・139人)(再掲)、社会参画支援講座(2回・69人)国内派遣研修(1人)、男女共同参画推進員活動(札幌市研修4人)

4. 施策の評価

各種審議会等委員への女性登用状況調査・附属機関に関する調査(各年1回実施)において、審議会等への女性の登用促進について、各課へ周知・啓発を行っています。また、各種講座・研修を行って女性の人材育成に努めています。これらの取り組みなどにより、推進目標の「審議会等への女性の参画率」は、当該年度の目標値を上回り、「a」判定であり、緩やかではあるものの向上傾向にあることから、一定程度の成果があったものと考えられますが、女性の参画率が目標値に届かない審議会等があることから、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

5. 課題と今後の取り組み方向

審議会等への女性の参画率は各課への働きかけなどもあり、当該年度の目標値を上回り、緩やかではあるものの向上していますが、法律などにより委員選出が各団体の充て職となっているなどの理由から女性の参画率が目標値に届かない審議会等があります。

さらなる登用の促進をはかるため、引き続き各課への周知・啓発を行うとともに、女性の参画がなかなか進まない審議会等において、各課への働きかけや、平成25年3月開設の女性人材バンクで女性人材情報を提供するなど、審議会等への女性の参画率の向上に努めます。

平成24年度　施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進	主な担当課	工業労政課、職員課
	基本方向	1　政策・方針決定過程への女性の参画促進		
	施策の方向	(2) 方針決定過程における女性の参画の促進		
		女性の視点や意見を反映させることで、多様な価値観に立った組織運営や社会全体の活性化につながることから、積極的に女性の採用や職域の拡大がはかられるよう企業などへ働きかけます。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○企業における方針決定の場に女性が参画できるよう、調査などの機会を通じて理解の促進に努めます。	事業所雇用実態調査票送付(1,538社)
○市女性職員の職域拡大や管理職への登用に努めます。	市職員の管理職の女性割合10.4%

2. 施策の評価

市内の1,500社以上の事業所を対象に毎年事業所雇用実態調査を実施し、その調査結果を事業所に送付し、男女雇用機会均等法による雇用管理の見直し状況等をお知らせすることで、男女共同参画についての意識啓発を行っており、昭和49年から継続して取り組んでいます。

市役所においては、人事異動等の機会を通じて女性職員の職域の拡大や登用に取り組んでおり、女性管理職比率は年々増加しています。以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

3. 課題と今後の取り組み方向

企業における方針決定の場に女性が参画できるよう、今後も引き続き市内事業所の意識啓発に取り組みます。

また、市役所においては、女性職員が占める割合が増加する中で、女性職員が男性職員同様に活躍できるよう、今後とも人事異動等の機会を通じて職域の拡大や登用に取り組んでいきます。

平成24年度　施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進	主な担当課	農政課、男女共同参画推進課
	基本方向	1　政策・方針決定過程への女性の参画促進		
	施策の方向	(3) 農業経営活動への女性の参画支援		
		帯広市の農業に従事している女性は、農業経営をはじめ農産物の加工や販売などに積極的に参加してきているが、さらに地域や経営を担うなど、パートーナーとしての役割を発揮できるよう支援体制の充実をはかります。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○農業経営における女性の地位を明確にするため、家族経営協定などの取り組みをすすめるとともに、女性の農業技術、経営技術向上のための研修を実施します。	・家庭での男女平等意識の形成と実践（家族経営協定の締結促進）（農家戸数713戸のうち、締結225戸） ・各種研修会等の実施（新規就農者コースに農村女性3名参加） ・農業者グループ活動助成事業（助成団体4団体うち、1団体については女性もメンバーに含まれている。）
○農業に関連する加工や販売などの起業を推進します。	・帯広市農産物小規模加工研究会による農村女性を中心とした活動の展開 ・社会参画支援講座（農村地区での起業支援講座・1回・37人）
○農業関係組織における女性委員枠の創設や拡大を促します。	・社会参画支援講座（2回・69人）

2. 施策の評価

農業者グループ活動助成事業では女性のメンバーが含まれているのは4団体中1団体であるものの、新規就農者コース研修受講生17名中女性3名、農村女性を中心とした農産物小規模加工研究会道内視察研修では参加14名中女性13名となっており、家族経営協定についても順調に締結されています。

また、農村地区において、女性の起業に取り組んだ方を講師に女性の社会参画を支援する講座を開催しており、農業に従事する女性などが多く参加し、起業に関する情報提供などが行われ、アンケートによる講座の満足度も非常に高いものでした。

一方、農業関係組織における女性委員枠の創設や拡大を促す取り組みは十分行われたとは言えない状況であり、以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

3. 課題と今後の取り組み方向

農業者で構成する農業者グループなどに女性も参画するよう促進するほか、協議会等での役員等についても積極的に参画していただけるよう推進をはかっていきます。

また、引き続き農村地区等で女性の社会参画を支援する講座などを開催していきます。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
基本目標	Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進	主な担当課	市民活動推進課、男女共同参画推進課、総務課、企画総務課、生涯学習課、健康推進課、農政課、障害福祉課
基本方向	2　地域社会への男女共同参画の促進		
施策の方向	(1) 社会活動への参加促進		
	男女が協力し合い、バランス良く地域活動に参加できるよう推進するとともに、子育てや介護、仕事をしている人、障害者も参加しやすい環境の整備をはかります。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○地域活動に男女がバランスよく参加できるよう、地域の理解促進に努めます。	・帯広市町内会連合会が町内会活性化検討委員会を設置、町内会での女性役員の登用について等の意見が出される。 ・男女共同参画推進員による出前講座（町内会等1回・19人）
○子育て世代の人たちが利用しやすい公共施設の環境づくりに努めます。	・市庁舎1～3、5、11階の多目的トイレ内に設置しているベビーシート、同階の女子トイレ内に設置しているベビーキープを維持管理 ・豊成小学校校舎・屋体及び栄小学校屋体改築に伴い、多目的トイレ内にベビーシート、ベビーチェアを設置 ・とかちプラザ（託児室や授乳室の設置、親子室の設置、年間託児人数862人、年間稼働日数180日） ・保健福祉センター（施設利用者からの意見を基に改善を実施）
○各種会議や講座を夜間や休日に開催するなど、参加しやすい環境を整えます。	・男女共同参画推進市民会議・各種講座等での託児の実施 ・男女共同参画講座・社会参画支援講座等の夜間・休日開催
○女性や障害者が地域・社会活動に幅広く参加できるよう、学習機会を提供し、参加の促進に努めます。	・農村地域活動への女性参画推進（地域づくり活動の推進） ・農村女性のつどい等への参加推進（帯広市農産物小規模加工研究会道内視察研修（旭川市）に農村女性13名参加） ・ふれあいスキー教室　14名　かっぱ水泳教室延18名　プール開放事業53名

2. 施策の評価

地域のつながりの希薄化などによる町内会加入率の低下や地域活動の停滞が懸念されるなか、平成24年に帯広市町内会連合会が「町内会活性化検討委員会」を立ち上げ、女性委員も2名参加し、女性の参加による誰もが参加・活動しやすい環境づくりなどの意見等を記載した報告書を市内全町内会に配布するほか、町内会等に男女共同参画推進員による出前講座を行うなど、男女共同参画の啓発を行っています。

しかし、現状の町内会活動における女性の役員は少なく、女性の町内会長は765町内会中14町内会にとどまっており、地域活動に男女がバランスよく参加できるよう、活動しやすい環境づくりや地域の理解促進に努める必要があります。

市庁舎や小学校の一部で多目的トイレへのベビーシートなどの設置や、とかちプラザでは託児室や授乳室の設置、保健福祉センターでは施設利用者からの意見を基に交流ルームに乳児用の椅子を設置する改善などを行い、子育て世代の人たちが利用しやすい公共施設の環境づくりに努めています。

各種会議や講座について、会議や講座の内容などを考慮して、託児や夜間・休日開催を行うなど、参加しやすい環境づくりを行っています。

また、農産物小規模加工研究会道内視察研修には参加14名中13名が女性であり、女性の参画が進んでおり、また、障害者のスポーツ活動などの社会参加活動への参加も着実に進んでいます。

以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

３．課題と今後の取り組み方向

帯広市町内会連合会と連携協力しながら、町内会活動の必要性を継続的に周知・啓発していくとともに、町内会活動に参加しやすい行事の検討や町内会役員の役割の見直しなど男女がバランスよく参加できるよう、町内会活動等において男女共同参画についての理解促進に努めます。

また、町内会等に男女共同参画推進員による出前講座を行い、男女共同参画の啓発を引き続き行っていきます。

市庁舎においては、引き続き来庁者（特に子供を連れた親）の利便性の向上のため、ベビーシート・ベビーキープの維持管理を実施していきます。

学校施設においては、改築、改修時にあわせ、子育て世代が利用しやすい環境整備に努めます。

とかちプラザにおいては、託児室や授乳室を設置し、引き続き、子育て世代の市民の多様な社会参加を支援します。

保健福祉センターにおいては、施設の老朽化に伴い、修繕が必要な箇所が散見されていることから、今後も計画的な修繕を行うとともに、利用者からの意見を基に施設環境の改善を行い、利用しやすい環境づくりに努めます。

農村地区における、地域づくり活動の推進やつどい等への参加推進を引き続き行っていきます。

障害のある方も主体的に活動できる環境を関係機関と連携しながら整備し、誰もが社会を構成する地域の一員として生き生きと暮らせる事業に取り組みます。

平成24年度　施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進	主な担当課	青少年課、市民活動推進課、健康推進課
	基本方向	2　地域社会への男女共同参画の促進		
	施策の方向	(2) ボランティア活動の促進		
		地域における様々な活動に男女が等しく参加できるよう情報の収集・提供に努め、活動しやすい環境づくりをすすめます。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○ボランティア活動への参画を促すとともに活性化をはかるため、人材の交流・養成、情報の収集・提供、学習機会の提供を行います。	・市内の17小学校において「子どもの居場所づくり」事業実施（参加児童数17,629人、企画・運営は、地域住民によるボランティア団体等が行っており、団体の代表による運営委員会を開催し（年3回）、情報提供並びに情報交換等を実施。） ・ボランティアのスキルアップのためボランティア養成講座を実施（年1回） ・コミュニティセンター8カ所に「協働コーナー」を配置し、簡易印刷機・作業台、掲示板を設置 ・市役所3階に「コミュニティルーム」を配置し、パソコン・プリンタ、簡易印刷機、情報誌、会議テーブルを設置
○ボランティア活動に関する窓口を活用し、相談やボランティア活動の促進をはかります。	市民活動交流センター内に、市民活動情報室及び会議室ならびに作業室を設置。情報室に市民活動相談員を配置
○NPO活動促進のための情報提供や相談機能を整備します。	市民活動交流センター内に、市民活動情報室及び会議室ならびに作業室を設置。情報室に市民活動相談員を配置
○食生活改善・運動推進リーダーの育成に努めます。	食生活改善推進員(育成:82人、養成:19人)、健康づくり推進員(育成:73人、養成:16人)

2. 施策の評価

子どもの居場所づくり事業は、平成23年度に2校新規開設し、開設箇所数は小学校26校中17校と順調に計画を達成しています。この事業は、地域住民等によるボランティア団体によって企画・運営が行われており、開設箇所の増加とともにボランティア数も増加しています。

ボランティアや市民活動の促進のために、市庁舎・コミセンにも市民活動のための会議室や作業室を整備するほか、市民活動交流センター内に女性の市民活動相談員を配置するなど、男女共同参画に配慮しながら取り組んでいます。

一方、市民活動交流センター利用者数は、平成23年度で1,820件と多くの市民に利用されていますが、ここ数年減少傾向にあります。ボランティアや市民活動の取り組みをさらに広げるためには、当センター機能をはじめ市の取り組みを市民に広く周知しながら、活動の促進をはかる必要があります。

食生活改善推進員・健康づくり推進員協働事業の、「健診・栄養・運動教室」の開催に多くの参加があり、好評を得ました。

以上の状況を勘案し、施策は順調に進んでいると評価します。

施策は順調に進んでいる	A

３．課題と今後の取り組み方向

子どもの居場所づくり事業にあたっては、地域住民の協力・参加を得て、ボランティアスタッフの充実をはかる必要があります。平成25年度までの新規開設予定校のうち農村部の小学校については、都市部とは地域環境が異なることから地域の実情に合わせた居場所づくりが必要となります。また、授業時数の増に伴う実施日の制約により高学年(4～6年生)の参加が困難となっています。

今後、学校とボランティア団体との連携を深め、スムーズな事業運営をはかるとともに、地域住民がボランティアスタッフとして参加できるよう環境づくりを行います。また、平成25年度までの新規開設校のうち農村部における4校については、地域住民の意見の把握に努め、実情に合わせた居場所づくりを行います。

ボランティアや市民活動団体の一部において、会員の高齢化や固定化などにより活動の広がりが停滞している状況もあることから、新たな担い手として、豊富な知識や経験を有するアクティブシニアや元気と活力のある若者がボランティアや市民活動などまちづくりに参画する仕組みづくりを進め、市民協働のまちづくりを進めます。

食生活改善推進員・健康づくり推進員いずれも受講生は増加していますが、転居や高齢による病気、家族の介護等により退会する者も多く、活動者は減少しています。今後も多くの市民に働きかけ、一定の定着率を維持しながら地域活動へと繋がるよう、推進員の養成及び育成を継続します。

平成24年度　施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進	主な担当課	男女共同参画推進課、農政課、生涯学習課
	基本方向	2　地域社会への男女共同参画の促進		
	施策の方向	(3) 地域リーダーの養成		
		地域活動で中心的な役割を果たしている女性が、男女の性差に関わりなくリーダーシップを発揮できる環境づくりをすすめるために、男女共同参画を推進する団体・グループ等を支援し、地域リーダーの養成に努めます。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○各種団体などにおいて女性がリーダーとして活躍することができるよう、研修機会の拡大に努めます。	・男女共同参画推進員活動（17人、札幌市研修4人） ・各種研修会等の実施（新規就農者コースに農村女性3名参加） ・農業者グループ活動助成事業（助成団体4団体うち、1団体については女性メンバーも含まれている。） ・男女共同参画講座（4回・139人）
○男女共同参画に関し理解を深めるための研修の支援に努めます。	・国内派遣研修（1人）、男女共同参画推進員活動（札幌市研修4人）
○男女共同参画推進団体などへの活動支援を行います。	・とかちプラザ内に団体交流室・女性情報コーナーの設置

2. 施策の評価

男女共同参画に関し理解を深め、女性が団体等においてリーダーとして活躍することができるよう、市民協働のパートナーである男女共同参画推進員の研修や男女共同参画講座の開催など研修機会の拡大に努めていますが、推進員の拡大がなかなか進まない現状があります。

農業者グループ活動助成事業では女性のメンバーが含まれているのは4団体中1団体であるものの、新規就農者コース研修では受講生17名中女性が3名となっているなど女性が参画してきています。

また、とかちプラザ内に団体交流室を設置しており、団体の交流促進を行ったほか、女性情報コーナーに団体活動ファイルを配置し、団体活動の情報提供や学習と交流の場を提供しており、以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

3. 課題と今後の取り組み方向

男女共同参画推進員については、活動を行う推進員の拡大がなかなか進まない現状があることから、様々な機会を通じて活動する方を増やすよう呼びかけていきます。また、国内派遣研修については参加できる人数が一人であり、より多くの層の人材育成をはかるため、男女共同参画講座等を通して女性のエンパワーメントをはかっていきます。

また、農業者で構成する農業者グループなどに女性も参画するよう促進をはかっていきます。

継続して、とかちプラザの団体交流室や女性情報コーナーにおいて、団体の交流促進や各種情報・学習機会の提供を進めていきます。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
	基本目標	Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進	主な担当課	親善交流課、男女共同参画推進課、健康推進課
	基本方向	2　地域社会への男女共同参画の促進		
	施策の方向	(4) 国際交流・国際協力の促進		
		男女共同参画の国際的な取り組みを地域からすすめていくため、海外の男女共同参画に関する情報の収集、提供に努め、外国人との積極的な交流を通して、広い視野と国際感覚豊かな人材を育成します。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○男女共同参画が国際的な取組であることを踏まえ、社会教育などにおいて国際理解を深める教育を推進します。	・国際交流員の学校訪問(80時間) ・国際姉妹都市・国際友好都市との交流事業
○市内在住外国人との交流を通じた地域住民の国際性の涵養など、国際理解や国際協力の促進に努めます。	・世界のともだち(2,500人)　森のハロウィーン(2,300人)　外国人講師派遣(848人) ・外国文化紹介講座(229人)
○男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供を行います。	・男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供 ・男女共同参画情報誌で海外の男女共同参画について特集(3,000部発行)
○(独)国際協力機構(JICA)への支援を行います。	・JICA草の根技術協力事業(住民の健康向上のための女性リーダ育成プロジェクト)受入5名　派遣4名 ・女性指導者のための食物栄養コースの充実(6日間の日程で母子・成人保健事業、福祉事業を含め、食生活改善推進員・健康づくり推進員の交流を交え実施)(9人)

2. 施策の評価

国際交流・協力を進めるため、国際姉妹都市・友好都市との高校生相互派遣や、世界のともだち、森のハロウィーンなどの国際理解事業、及びJICA北海道国際センター(帯広)と連携したJICA草の根技術協力事業など各種の国際交流事業・国際協力事業を実施しました。市民まちづくりアンケートにおける市民実感度は横ばいとなっており、なお一層の市民理解の促進が必要です。

また、女性指導者のための食物栄養コースについては、6日間という限られた日程のなかで、帯広市の保健・福祉事業についての講義・実習を通して、JICA女性研修生の希望を満たす研修を実施することができ、食生活改善推進員・健康づくり推進員との交流も行いました。

男女共同参画に関する国際的な情報については、内閣府からの情報やインターネットなどを通じて情報収集するとともに、市国際交流員を講師に男女共同参画推進員の学習会で海外の男女共同参画について学び、男女共同参画情報誌などを通じて情報提供しており、以上の状況を勘案し、施策は目標に向かって、順調に進んでいると評価します。

施策は順調に進んでいる	A

3. 課題と今後の取り組み方向

JICA研修員など在住外国人との交流の機会の提供や国際姉妹都市・友好都市との交流事業を効果的に実施することが課題であり、関係機関、団体との連携を図るとともに、国際交流員や留学生、JICA研修員の滞在中や帰国後の交流機会を充実し、国際理解・国際協力を推進します。

女性指導者のための健康と栄養改善に関する研修コースについては、6日間という限られた日程であるため、さらに踏み込んだ内容について希望があった場合対応できない状況が想定されますが、今後も、研修生からの希望を満たす研修を実施できるよう、幅広い対応を行っていきます。

今後も男女共同参画に関する国際的な情報を収集し、男女共同参画情報誌、女性情報コーナー、男女共同参画週間パネル展など様々な手段で情報提供に努めていきます。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
基本目標	Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進	主な担当課	総務課、高齢者福祉課、消防本部	
基本方向	2　地域社会への男女共同参画の促進			
施策の方向	(5) 防災分野における男女共同参画の推進			
	災害時には、女性、高齢者等の被災が多いため、男女のニーズの違いを把握する必要があり、被災・復興状況における女性や高齢者などをめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備をはかります。			

1. 目標値による判定（下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標）

	推進目標	単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値（各年度）				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	審議会等への女性の参画率	%	31.5%(H19)	a					
			40.0%(H31)		34.5	34.8			
推進目標による判定				a					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

審議会等への女性の参画率は、公募委員や学識経験者として女性委員を登用してきたことなどにより、常設31審議会等の合計で34.8%と、前年より上昇し、目標値を上回っています。(防災会議の女性の参画率4.2%(前年3.8%))

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に努めます。	女性委員(教育長)を加えた委員で組織する帯広市防災会議の開催(1回)
○女性等の視点や知識を活かした避難所の運営などに努めます。	・防災訓練で避難所生活での間仕切りとなるパーテーションを導入し、女性に対するプライバシーの配慮について検証 ・男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮した避難所運営マニュアルを作成し、全町内会へ配布
○男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備や、防災意識の普及・啓発をすすめます。	・町内会等への出前講座を通じて、男女のニーズの違いに立った防災啓発の実施 ・高齢者のひとり暮らし登録時に災害時要援護者避難支援計画に基づく災害時要援護者の把握・啓発の実施、「緊急時連絡カード」の配布
○消防団における女性の参画を促進します。	女性消防団員(桜華分団)　実員20名

4. 施策の評価

防災訓練での男女のプライバシー配慮に関する検証や市民に対しての男女のニーズに関する防災啓発などを中心に行ったほか、男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮した避難所運営マニュアルを作成し、全町内会へ配布したことにより、一定程度の成果があったものと考えますが、地域防災計画や避難所の運営に女性の視点を取り入れることが重要であるとの意見も出されています。

災害時要援護者避難支援計画において優先的に災害時要援護者として把握を進める対象者にあげられている「ひとり暮らし高齢者」について、ひとり暮らし登録のために相談員が訪問した際に、災害時要援護者の把握及び啓発を実施しています。また、災害時など急を要する事態が発生した際に、落ち着いて必要な連絡を行えるように「緊急時連絡カード」の配布を行っています。

女性消防団員については、定員20名のところ実員20名で、欠員となれば縁故知人等の紹介により入団しているため、常に充足している状況です。

以上の状況を勘案し、推進目標による判定は「a」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

5. 課題と今後の取り組み方向

防災会議委員については充て職であることから、女性の意見を幅広く反映するため、「帯広市市民防災・減災懇話会」を設置し、女性を含めて市民の意見を基に、施策に役立てていきます。（委員17名中5名が女性委員、平成24年度計6回開催）

本市の総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合及び65歳以上の単身世帯数が増加傾向にある中、災害時にひとりでの避難が困難な災害時要援護者も増加していくと思われます。ひとり暮らし登録を実施する中で、これまで同様、災害時要援護者の把握及び啓発を実施し、災害時要援護者避難支援計画の災害時要援護者の登録につなげていきます。

現在、女性消防団員数については充足されている状況ですが、今後も団員数を維持・確保していくことから、引き続き、団員による勧誘や紹介、町内会への募集チラシ回覧、市ホームページ等のメディアによる入団促進PRを実施していきます。

平成24年度　施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅱ さまざまな分野への男女共同参画の促進	主な担当課	企画課、観光課、環境課、市民活動推進課
	基本方向	2　地域社会への男女共同参画の促進		
	施策の方向	(6) まちづくりにおける男女共同参画の促進		
		女性の視点や豊かな知識・経験がより広く活かされるよう、観光、環境分野などまちづくりにおける女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点に立った各分野での新たな取り組みをすすめます。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○地域や学校などでユニバーサルデザイン教室、講演会、出前講座を実施し、ユニバーサルデザインの意識啓発に努めます。	UD教室・UD講座の実施（5回・321人）
○帯広のまつり推進委員会や観光ボランティアガイド等への女性の参加を推進し、観光振興のまちづくりをすすめます。	・帯広のまつり推進委員会 24人中女性2人 ・観光ボランティアガイド 14人中女性8人
○環境に係る知識や意識を高める場として、講習会や出前環境教室など環境教育活動を行うとともに、環境情報の提供に努めます。	・出前環境教室（34件・1,635名参加） ・「環境パネル展」、市ホームページ、とかち・市民「環境交流会」による環境情報の提供
○市民協働のまちづくりを推進するため、市民団体のまちづくりに関する事業を支援します。	市民提案型協働のまちづくり支援事業（応募団体数15団体（採択13団体））

2. 施策の評価

これまで、講座やホームページを通じて、男女共同参画の推進にもつながるUDの考え方の周知をはかってきましたが、市民まちづくりアンケートの結果から、UDの考え方や取り組み成果の市民への浸透が十分とは言えないと考えます。

帯広のまつり推進委員会には各種関係団体の長が就任していることから女性の就任数が少なくなっており、前年度と比較しても大きな変更はありませんでした。

また、観光ボランティアガイドについては、会員の半数以上の女性が観光振興に寄与しています。

出前環境教室については、平成12年度から開始し、平成23年度末までに累計237件、13,103名の参加者数となりました。環境情報については、市ホームページやとかち・市民「環境交流会」（H14～）において提供するとともに、平成23年度からは「環境パネル展」を新たに開催するなど、継続した環境情報の提供に努めています。

市民提案型協働のまちづくり支援事業の応募件数は順調に増加しており、地域・福祉・文化など様々な分野で女性の提案も多くなってきています。また、市民で構成される審査選考委員会にも女性委員が2名参加し、女性の視点からの豊かな知識と経験を活かした審査や助言が行われており、市民協働のまちづくりにおける男女共同参画の取り組みは一定程度の成果があったものと考えます。

以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると判断します。

施策はある程度進んでいる	B

３．課題と今後の取り組み方向

UDの考え方や取り組み成果の周知の機会や、効果的な発信方法の検討が十分ではなかったと考えます。今後、庁内各課の連携を強化しながら、より積極的・効果的にUDに関する考え方や市の取り組みを周知していきます。

帯広のまつり推進委員会役員の女性の参画率が低いことから、女性が参画しやすい取り組みを検討していきます。

体験型・参加型の出前環境教室の実施や、環境情報の提供に当たってイラストや図表を活用するなど、分かりやすく記憶に残るものとなるよう工夫します。

市民提案型協働のまちづくり支援事業のさらなる認知度向上を図り、より幅広い分野で男女共同参画の視点に立った多くの提案が集まるよう周知啓発に努めます。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
基本目標	Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり	主な担当課	男女共同参画推進課、子育て支援課、工業労政課、職員課
基本方向	1　男女がともに働くための環境整備		
施策の方向	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透		
	仕事と家庭生活の両立についての意識啓発をすすめるため、働き方や固定的な性別役割分担の意識を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をとりながら暮らすことの大切さについての啓発に努めます。		

1. 目標値による判定(下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標)

	推進目標	単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	育児休業制度を規定している事業所の割合	%	25.2%(H19) 31.0%(H31)	a	33.1	29.9			
推進目標による判定				a					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「育児休業制度を規定している事業所の割合」は、前年より3.2ポイント低下しましたが、目標値を上回っています。育児・介護休業法の改正や、子育て応援事業所などへの支援策により、事業所における育児休業制度の導入環境が整備されつつあり、導入事業所は増加していますが、規模の小さい事業所ほど導入が遅れている傾向があります。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○仕事と育児、介護など家庭生活との両立に関する意識啓発を行い、両立のための制度の定着促進に努めます。	・男女共同参画セミナー(1回・1,278人)、男女共同参画情報誌の発行(年2回・各3,000部)、ワーク・ライフ・バランスに係る啓発資料等の配布(事業所雇用実態調査時・1,586社)、フリーペーパーにワーク・ライフ・バランス啓発広告掲載(年1回) ・子育て応援事業所登録制度　登録事業所数　162件 ・子育て応援事業所促進奨励金　交付　46事業所
○市役所における育児休業・育児短時間勤務及び、部分休業制度をすすめます。	嘱託職員(週20時間以上勤務の者に限る)を対象とした育児休業制度創設(育児休業・育児部分休業・介護休暇)

4. 施策の評価

子育てを応援する事業所を「子育て応援事業所」として登録しており、登録要件を緩和したことにより小規模事業所等が登録しやすい環境が整い、登録数が大きく伸びてきています。

また、市内事業所における育児休業制度の普及と子育てしやすい環境整備を推進するため、子育て応援事業所促進奨励金の周知に努め、利用促進に取り組んでいます。

このほか、事業所雇用実態調査時の啓発資料等の配布や、フリーペーパーによる啓発広告の掲載、情報誌の発行、男女共同参画セミナーなどの講演会などを行い、ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に努めていますが、多様な働き方に対応した環境の整備が十分に進んでいないことや、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っている現状があることから、今後も引き続き、意識啓発や環境づくりに取り組む必要があります。

市役所における育児休業の取得については、男性職員の取得(H23 1件、H24 1件)、嘱託職員の取得実績があり、制度が浸透してきています。

以上の状況を勘案し、推進目標による判定は「a」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

５．課題と今後の取り組み方向

ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透をはかるうえで、事業所における育児休業制度の導入促進など多様な働き方に対応した環境整備の充実のため、事業所の実態や意識などを踏まえた取り組みが必要となっています。

子育て応援事業所の登録要件を緩和しましたが、それに伴い従業員向けサービス（育児休業取得の促進など）の低下が懸念されることから、登録申請時において従業員向けの子育て支援サービスについても積極的に働きかけていくとともに、今後も継続して子育て応援事業所促進奨励金の周知に努め、利用促進に取り組んでいきます。

また、平成24年度に事業所への意識調査を実施しており、調査結果から育児・介護休業制度の導入促進に関する課題などを分析するとともに、課題解決に向けて、関係団体などと連携し環境整備の検討を進め、ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に努めていきます。

市職員における育児に関する制度の理解は浸透し、利用も進んでおり、今後も制度を利用しやすい職場環境づくりに努めていきます。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
基本目標	Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり	主な担当課	こども課、青少年課、子育て支援課、工業労政課、男女共同参画推進課
基本方向	1　男女がともに働くための環境整備		
施策の方向	(2) 育児支援体制の充実		
	保護者の多様な就業形態に対応した保育サービスを充実し、男女が子育てと仕事を両立できるよう支援体制の充実をはかります。また、ひとり親家庭への支援とともに、子育てしやすい環境を整備するために事業主や地域に働きかけます。		

1. 目標値による判定（下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標）

	推進目標	単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	育児休業制度を規定している事業所の割合	%	25.2%(H19) 31.0%(H31)	a	33.1	29.9			
推進目標による判定				a					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「育児休業制度を規定している事業所の割合」は、前年より3.2ポイント低下しましたが、目標値を上回っています。育児・介護休業法の改正や、子育て応援事業所などへの支援策により、事業所における育児休業制度の導入環境が整備されつつあり、導入事業所は増加していますが、規模の小さい事業所ほど導入が遅れている傾向があります。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○保護者の働き方の多様化に対応した、延長保育や休日保育、病児・病後児など多様な保育サービスの充実に努めます。	・低年齢児保育 全保育所26所中、23所で乳児(0歳)受入れを実施 入所人数は0歳197名、1~2歳756名　(3/31現在) ・延長保育 全保育所26所中、23所で実施(公立保育所7ヶ所、私立保育所(園)16ヶ所)　延利用人数は39,645人(夜間保育所を除く) ・夜間保育 すいせい保育所(私立)1所　入所人数30名　(3/31現在) ・病後児保育 認可外保育施設2所で実施　延利用人数61名 ・休日保育 すずらん保育所(市立)で実施　延利用人数931名 ・一時保育 全保育所26所中、2施設で実施　延利用人数は、すずらん保育所(市立)3,020名、こでまり保育園(私立)3,010名 (※すずらん保育所利用者数は、同施設補完の日赤東保育所利用分を含む) ・ショートステイ 児童養護施設十勝学園にて実施　利用延日数65日、延利用人数14名
○男女が育児と仕事を両立できるよう、小学校低学年児童などを対象に放課後児童対策を推進します。	・児童保育センター26所で実施　入所人数1,540名 ・市内の17小学校において「子どもの居場所づくり」事業実施(参加児童数17,629人) (小学校の放課後及び土曜日等に実施) ・子ども110番の家　設置数　1,241件

○子育てを社会全体で支援するために、ひとり親家庭の支援や子育て応援事業所登録制度などを推進します。	・子育て応援事業所登録制度　登録事業所数　162件 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業（一時的に子育て支援や生活援助が必要なひとり親家庭に家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣）(7件30回)
○地域子育て支援センターや地域で活動する子育て応援ボランティアによる育児支援を行います。	子育て応援ボランティア（登録96人、14団体）、先輩ママさんアドバイザー（2人）、先輩ママさん訪問員（登録35人）
○労働環境の改善に向け、労働時間短縮や育児・介護休業制度の定着を促進するため、企業、団体などに対して普及啓発を行います。	・事業所雇用実態調査票　送付1,538社 ・子育て応援事業所促進奨励金　交付　46事業所 ・男女共同参画情報誌の発行（育児・介護休業制度等について掲載・1回・3,000部）、育児・介護休業制度等の啓発資料等の配布（事業所雇用実態調査時・1,586社）、フリーペーパーにワーク・ライフ・バランス啓発広告掲載（年1回）

4. 施策の評価

保育所では、病後児保育や休日・一時保育、特別な支援を必要とする子どもの受け入れなど、多様なニーズに対応した保育サービスの充実に取り組んでおり、保育所（園）の入所希望が増加していることを踏まえ、受け入れ人数の増加をはかってきています。

児童保育センターの運営については、指定管理者制度を活用し、効率的・効果的な運営とともに、民間のノウハウを活用した保育の質の向上がはかられており、保護者アンケートによる満足度も高い水準にあります。施設整備については、国の「放課後児童クラブガイドライン」を参考に、入所児童が70名を超える大規模施設の解消や児童一人当たり面積の確保に努めています。

地域子育て支援センター以外にも認可保育所の広場事業や私立幼稚園の地域開放や子育て応援事業所で開催している広場事業等で子育て家庭同士や地域ボランティアなどとの交流を通した情報交換が進むなど、地域で子育てを支えていく仕組みが定着してきています。

子どもの居場所づくり事業は、平成23年度に2校新規開設し、開設箇所数は26校中17校と順調に計画を達成しています。

子ども110番の家については、ここ数年駆け込みはなく、地域における見守りがなされています。

労働環境の改善に向け、労働時間短縮や育児・介護休業制度の定着を促進するため、啓発資料やパンフレット等を事業所に送付するほか、フリーペーパーによる啓発広告の掲載を行うなど各種制度の普及・啓発に取り組んでいます。また、子育て応援事業所促進奨励金の周知に努め、利用促進に取り組んでいますが、規模の小さい事業所などで育児休業制度の導入が進んでいない状況があります。

以上の状況を勘案し、推進目標による判定は「a」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

５．課題と今後の取り組み方向

保護者の働き方の多様化により、延長保育や休日保育、一時保育などの特別保育のニーズや、低年齢の入所希望が増加していることから、受け入れ枠の拡大など、保育サービスのさらなる充実をはかります。

また、保育士などの研修機会を充実し、保育の質の向上に努めるとともに、幼保小の連携を進めます。

保育所の耐震化や老朽化に伴う改修などを計画的にすすめ、保育環境の整備をはかります。

児童保育センターについては今後も、指定管理者制度による運営を継続しながら、保育の質の向上に努めるとともに、施設整備については、老朽化している施設が多い中、耐震化への対応など、子ども達が安心して過ごせる環境の整備をすすめます。

地域の再構築として市民協働で子育てを応援する仕組みのボランティア登録の推進をはかっていきます。

子どもの居場所づくり事業は市内の26小学校の全てで実施予定でいますが、地域の実情に応じた対応を行っていきます。

子ども110番については、地域における見守りがはかられているものの、不審者の出没件数が増加していることから、引き続き地域における見守体制の確保に努めます。

労働環境の改善に向け、労働時間短縮や育児・介護休業制度の定着を促進するため、今後も関係機関と連携をはかりながら事業所等への各種制度の普及・啓発に努めるとともに、継続して子育て応援事業所促進奨励金の周知に努め、利用促進に取り組んでいきます。

また、平成24年度に事業所への意識調査を実施しており、調査結果から育児・介護休業制度の導入促進に関する課題などを分析するとともに、課題解決に向けて、関係団体などと連携し環境整備の検討を進め、ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に努めていきます。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
基本目標	Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり	主な担当課	子育て支援課、こども課、健康推進課、工業労政課、農政課、男女共同参画推進課
基本方向	1　男女がともに働くための環境整備		
施策の方向	(3) 家庭生活への男女共同参画の促進		
	男女がともに仕事と家庭生活を分かちあうことができるよう、その基礎的条件である労働時間短縮の啓発を行うとともに、男性が家事・育児・介護などに参画しやすい環境の整備をはかります。		

1. 目標値による判定（下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標）

	推進目標	単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	育児休業制度を規定している事業所の割合	%	25.2%(H19) 31.0%(H31)	a	33.1	29.9			
推進目標による判定				a					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「育児休業制度を規定している事業所の割合」は、前年より3.2ポイント低下しましたが、目標値を上回っています。育児・介護休業法の改正や、子育て応援事業所などへの支援策により、事業所における育児休業制度の導入環境が整備されつつあり、導入事業所は増加していますが、規模の小さい事業所ほど導入が遅れている傾向があります。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○家庭内における固定的な性別役割分担にとらわれない意識のあり方について、啓発を行います。	・親子料理教室(年5回108人)、両親教室(年12回236組) ・父親の育児参加の促進サンデーパパ事業を実施(24回・336組・871人) ・男の料理教室(3回実施:52人)、親子わくわく料理教室(1回実施:21人)、彼と彼女のバランスご飯づくり教室(3回実施:65人)、食育フェスティバルへの参加(168人)
○家庭生活と調和した職業生活が行われるよう、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはかるとともに、固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるための意識啓発を行います。	・事業所雇用実態調査票　送付1,538社 ・子育て応援事業所促進奨励金　交付　46事業所 ・男女共同参画セミナー(1回・1,278人)、男女共同参画情報誌の発行(年2回・各3,000部)、ワーク・ライフ・バランスに係る啓発資料等の配布(事業所雇用実態調査時・1,586社)、フリーペーパーにワーク・ライフ・バランス啓発広告掲載(年1回)
○自営業における労働環境の改善に向けた支援を行います。	・家庭での男女平等意識の形成と実践(家族経営協定の締結の促進)(農家戸数713戸のうち、締結225戸) ・各種研修会等の実施(新規就農者コースに農村女性3名参加) ・農業者グループ活動助成事業(助成団体4団体うち、1団体については女性メンバーも含まれている。)

4. 施策の評価

両親学級のニーズが高いこともあり、平成16年度に2ヶ月に1回から毎月に、また、平成18年度から日曜日に実施するなど夫婦で参加しやすい工夫をして実施しています。
サンデーパパの延べ参加組数は、前年度より減少していますが、父親の育児参加がすすみ、父親と子どもの行動の幅が広がったことが一因と考えられます。
男の料理教室、親子わくわく料理教室はいずれも毎年好評で、平成23年度から新たに実施した彼と彼女のバランスご飯づくり教室についても、若い世代の男女の多数の参加がありました。
また、食育フェスティバルでは、食生活改善推進員による野菜必要量の実測体験等、来場者に対し食に関して具体的に実感いただくことができ、食育の必要性の意識づけができました。
農業者グループ活動助成事業では女性のメンバーが含まれているのは4団体中1団体であるものの、新規就農者コース研修受講生17名中女性が3名おり、また、家族経営協定についても順調に締結されているなど女性の参画が進んでいます。
労働環境の改善に向け、啓発資料やパンフレット等を事業所に送付し、各種制度の普及・啓発に取り組んでいます。また、育児休業制度の普及と子育てしやすい環境整備を推進するため、子育て応援事業所促進奨励金の周知に努め、利用促進に取り組んでいますが、規模の小さい事業所などで育児休業制度の導入が進んでいない状況があります。
このほか、フリーペーパーによる啓発広告の掲載、情報誌の発行、男女共同参画セミナーなどの講演会などを行い、ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に努めていますが、多様な働き方に対応した環境の整備が十分に進んでいないことや、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っている現状があることから、今後も引き続き、意識啓発や環境づくりに取り組む必要があります。
以上の状況を勘案し、推進目標による判定は「a」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

5. 課題と今後の取り組み方向

両親学級については、今後も夫婦での参加と夫が妊娠・出産・育児を理解し父親としての役割をイメージ化出来るようにアンケートの声などを参考に内容を工夫しながら実施していきます。
父親の育児参加が進む中で、あそびの場の提供やイベントだけでなく、父親向けの育児講座や保育所での保育体験等を実施するほか、父親に限定しないサンデーファミリー事業を進めます。
彼と彼女のバランスご飯づくり教室において、男性の参加者が女性に比べて少ない状況にあるため、各種企業や官公庁へチラシを配布したり、広報おびひろを活用するなどして参加者増をめざし、食の大切さ、男女の役割分担についての柔軟な意識の啓発を行っていきます。
農業者で構成する農業者グループなどに女性も参画するよう促進をはかっていきます。
今後も関係機関と連携をはかりながら事業所等への各種制度の普及・啓発に努めるとともに、継続して子育て応援事業所促進奨励金の周知に努め、利用促進に取り組んでいきます。
また、平成24年度に事業所への意識調査を実施しており、調査結果から育児・介護休業制度の導入促進に関する課題などを分析するとともに、課題解決に向けて、関係団体などと連携し環境整備の検討を進め、ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に努めていきます。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
基本目標	Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり	主な担当課	工業労政課、農政課、男女共同参画推進課	
基本方向	2　就労における男女平等の促進			
施策の方向	(1) 男女の均等な雇用と待遇の確保			
	関係機関との連携により男女雇用機会均等法をはじめとする法律、制度などについての広報活動を充実し、雇用条件・環境に関する周知・啓発に努めます。			

1. 目標値による判定（下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標）

	推進目標	単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	育児休業制度を規定している事業所の割合	%	25.2%(H19) 31.0%(H31)	a	33.1	29.9			
推進目標による判定				a					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「育児休業制度を規定している事業所の割合」は、前年より3.2ポイント低下しましたが、目標値を上回っています。育児・介護休業法の改正や、子育て応援事業所などへの支援策により、事業所における育児休業制度の導入環境が整備されつつあり、導入事業所は増加していますが、規模の小さい事業所ほど導入が遅れている傾向があります。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○関係機関と連携して、育児・介護休業法や男女雇用機会均等法などの普及・啓発をはかり、男女いずれもが支援制度を積極的に利用できるよう社会的気運の醸成に努めます。	・事業所雇用実態調査票　送付1,538社 ・子育て応援事業所促進奨励金　交付　46事業所 ・男女共同参画情報誌の発行（育児・介護休業制度等について掲載・1回・3,000部）、育児・介護休業制度等の啓発資料等の配布（事業所雇用実態調査時・1,586社）、フリーペーパーにワーク・ライフ・バランス啓発広告掲載（年1回） ・経営における女性参加促進（家族経営協定の締結の促進）（農家戸数713戸のうち、締結225戸）
○労働相談窓口を設け、問題解決のための情報を提供します。	労働相談件数　41件
○男女共同参画に関する企業の取り組み事例の情報を提供します。	とかちプラザ内女性情報コーナーでの情報提供

４．施策の評価

育児・介護休業法等の普及・啓発をはかるため、啓発資料やパンフレット等を事業所に送付するほか、フリーペーパーによる啓発広告の掲載を行っています。また、子育て応援事業所促進奨励金の周知に努め、利用促進に取り組んでいますが、規模の小さい事業所などで育児休業制度の導入が進んでいない状況があります。。

農業経営の女性参加促進として、家族経営協定についても推進をはかっていますが、農家戸数713戸のうち、225戸が家族経営協定を締結しています。

また、労働相談窓口を設け、社会保険労務士が様々な労働問題の相談に応じており、問題解決のための情報を提供しています。

女性情報コーナーでは男女共同参画に関する企業の取り組み事例が掲載している資料などの情報提供を行っており、以上の状況を勘案し、推進目標による判定は「a」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

５．課題と今後の取り組み方向

育児・介護休業法等の普及・啓発をはかるため、今後も関係機関と連携をはかりながら事業所等への各種制度の普及・啓発に努めるとともに、継続して子育て応援事業所促進奨励金の周知に努め、利用促進に取り組んでいきます。

また、平成24年度に事業所への意識調査を実施しており、調査結果から育児・介護休業制度の導入促進に関する課題などを分析するとともに、課題解決に向けて、関係団体などと連携し環境整備の検討を進め、ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透に努めていきます。

農業経営の女性参加促進として、ホームページを使用するなど、家族経営協定締結の推進をはかっていきます。

労働相談において、今後も様々な労働問題に対して、解決のための情報提供を行っていきます。

平成24年度　施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり	主な担当課	工業労政課、職員課、農政課、男女共同参画推進課
	基本方向	2　就労における男女平等の促進		
	施策の方向	(2) 職場における男女平等の促進		
		女性の職場進出が進む中、関係法の主旨が正しく理解され、性別による固定的な役割分担意識の是正と、男女が意欲を持って職業生活を継続できるよう、啓発活動の充実をはかります。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○就労の場における性別による固定的役割分担意識に基づく慣行や慣習を解消するため、啓発をすすめます。	・事業所雇用実態調査票　送付1,538社 ・市職員の管理職の女性割合10.4% ・経営における女性参加促進（家族経営協定の締結の促進）（農家戸数713戸のうち、締結225戸）
○職場における募集・採用、配置・昇進などについて男女平等をめざすために、男女雇用機会均等法や、労働基準法に基づく働く女性の母性保護規定をはじめ、関係する法や制度の周知徹底に努めます。	・事業所雇用実態調査票　送付1,538社 ・市職員研修参加延べ人数2091人 ・フリーペーパーにセクハラ・パワハラ防止啓発広告掲載（1回） ・セクハラ・パワハラ防止の啓発資料等の配布（事業所雇用実態調査時・1,538社） ・社会参画支援講座（セクハラ・パワハラ防止講座）（1回・32人） ・とかちプラザ内女性情報コーナーでのセクハラ防止ビデオの貸し出し ・市庁舎にセクハラ・パワハラ防止等のポスター・パンフレット掲示
○男女雇用機会均等法の規定に基づき、セクシュアル・ハラスメントの認識を高め、防止対策の周知徹底に努めます。	・フリーペーパーにセクハラ・パワハラ防止啓発広告掲載（1回） ・セクハラ・パワハラ防止の啓発資料等の配布（事業所雇用実態調査時・1,538社） ・社会参画支援講座（セクハラ・パワハラ防止講座）（1回・32人） ・とかちプラザ内女性情報コーナーでのセクハラ防止ビデオの貸し出し ・市庁舎にセクハラ・パワハラ防止等のポスター・パンフレット掲示
○農業や商工自営業等に従事する女性の労働条件の向上など、働く場における男女平等を促進します。	・経営における女性参加促進（家族経営協定の締結の促進）（農家戸数713戸のうち、締結225戸） ・各種研修会等の実施（新規就農者コースに農村女性3名参加） ・農業者グループ活動助成事業（助成団体4団体うち、1団体については女性もメンバーに含まれている。）

2. 施策の評価

市内の1, 500社以上の事業所を対象に毎年事業所雇用実態調査を実施し、その調査結果を事業所に送付し、男女雇用機会均等法による雇用管理の見直し状況等をお知らせすることで、男女共同参画についての意識啓発を行っており、昭和49年から継続して取り組んでいます。

セクハラ・パワハラについては、フリーペーパーでの防止啓発広告掲載、防止講座の開催や女性情報コーナーでのセクハラ防止ビデオの貸し出しを行っているほか、事業所に啓発資料等を送付するなどして周知・啓発に努めていますが、職場における固定的な性別役割分担意識やこれを反映した社会慣行などが依然として残っている現状があります。

市役所においては、人事異動等の機会を通じて女性職員の職域の拡大や登用に取り組んでおり、女性管理職比率は年々増加しています。また、男女平等、ジェンダーを重視した市職員研修を実施し意識の啓発に努めています。

農業者グループ活動助成事業では、女性のメンバーが含まれているのは4団体中1団体であるものの、新規就農者コース研修では受講生17名中女性が3名であり、家族経営協定についても順調に締結されているなど女性の参画が進んでおり、以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

３．課題と今後の取り組み方向

職場等において固定的な性別役割分担意識やこれを反映した社会慣行などが依然として残っていることから、今後も引き続き事業所雇用実態調査を実施し、市内事業所の意識啓発に取り組みます。

また、セクハラ・パワハラについては、引き続き市民や事業所に周知・啓発を行っていきます。

市役所においては、女性職員が占める割合が増加する中で、女性職員が男性職員同様に活躍できるよう、今後とも人事異動等の機会を通じて職域の拡大や登用に取り組んでいきます。また、引き続き、市職員の研修を通じて意識の啓発に努めます。

農業者で構成する農業者グループなどに女性も参画するよう促進をはかっていきます。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
	基本目標	Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり	主な担当課	工業労政課、商業まちづくり課、農政課、男女共同参画推進課
	基本方向	3　就業機会の促進		
	施策の方向	(1) 就業支援体制の充実		
		多様な生き方が実現できる就業や、新しく事業を起こすための情報提供や相談などの支援を、関係機関と連携をはかりながらすすめます。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○関係する労働法の周知を図るとともに、高齢者雇用安定法に基づく定年後再雇用制度などの普及啓発を行い雇用促進に努めます。	・事業所雇用実態調査票　送付1,538社
○起業をめざす女性に対して、知識や手法に関する情報提供や相談等支援に努めます。	・おびひろ・とかち創業・起業支援フェアの開催（74名参加、うち女性参加者24名） ・経営における女性参加促進（家族経営協定の締結の促進）（農家戸数713戸のうち、締結225戸） ・就農相談窓口（来所3件、メール2件、電話1件、女性からは0件） ・社会参画支援講座（農村地区・1回・37人）

2. 施策の評価

事業所雇用実態調査票送付時に関係する労働法などのパンフレット等を送付するなど関係機関と連携をはかりながら周知・啓発に努めました。

また、おびひろ・とかち創業・起業支援フェアは新たに事業を始める考えや計画をお持ちの方、現在事業を行っている方で新たな分野の事業展開を検討されている方を対象とし、支援機関による情報提供や相談等を行っています。毎年、女性を含め数十名の参加があり、創業者にとって有意義な情報提供ができていると考えます。

農村地区において、女性の起業に関する講座を開催するとともに、農業経営の女性参加促進として、家族経営協定についても推進をはかっており、農家戸数713戸のうち、225戸が家族経営協定を締結しているものの、就農相談については、実績はない状況です。

以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

3. 課題と今後の取り組み方向

今後も関係機関と連携をはかりながら関係する労働法などの周知・啓発に努めます。

また、創業・起業希望者を支援するため、継続して取り組みを進めていきます。

農業経営の女性参加促進に向けて、ホームページを使用するなど、家族経営協定締結の推進や就農情報の提供をはかっていきます。

平成24年度　施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり	主な担当課	工業労政課、農政課
	基本方向	3　就業機会の促進		
	施策の方向	(2) 雇用機会の情報収集・提供		
		就業機会を拡大するため、関係機関と連携をはかり就業に関する情報や職業訓練に関する情報の収集・提供に努めます。また、多様な生き方や自立するための雇用機会の情報の収集・提供に努めます。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○再就業の促進をはかるため、関係機関と連携して必要な情報の提供や相談の充実に努めるとともに、就労のための学習機会、技能講習会や能力開発のための講座などを開催します。	・再就職支援事業（合同企業説明会の実施）（42社・162人） ・職業能力開発協会への支援 ・帯広公共職業安定所や労働監督基準署の情報を広報を通して通知 ・労働相談件数　41件 ・事業所雇用実態調査票　送付1,538社
○農業技術、経営技術向上のための研修制度の充実に努めるとともに、新規就農者の相談を行います。	・各種研修会等の実施（新規就農者コース17名参加） ・農業者グループ活動助成事業（助成団体4団体） ・就農相談窓口（来所3件、メール2件、電話1件）

2. 施策の評価

ハローワークと連携しながら、求職者支援制度の情報提供を行い、道立帯広高等技術専門学院、帯広職業能力開発協会と連携し、職業訓練に係る情報の収集・提供に努めました。

また、農業技術、経営技術向上のため、各種研修会等を実施し、新規就農者コースに17名参加があったほか、農業者グループ活動助成事業などを行い、事業の充実に努めるとともに、就農相談窓口を設置し相談を6件受けており、以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

3. 課題と今後の取り組み方向

再就業の促進をはかるため、今後も関係機関と連携をはかりながら情報の収集・提供に努めます。

また、農業技術、経営技術向上のための研修制度の充実に努めるとともに、ホームページを使用するなど就農情報の提供をはかっていきます。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
基本目標	Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり	主な担当課	男女共同参画推進課、商業まちづくり課、こども課
基本方向	3　就業機会の促進		
施策の方向	(3) 女性の再チャレンジ支援		
	結婚や出産で仕事を中途退職した女性の就業機会を拡大するため、関係機関と連携をはかり再就業に関する情報や職業訓練に関する情報の収集・提供に努めます。		

1. 目標値による判定（下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標）

	推進目標	単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	母子家庭等自立支援制度利用者の就労率	%	67.3%(H18-20) 72.0%(H31)	a	69.4	70.3			
推進目標による判定				a					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「母子家庭等自立支援制度利用者の就労率」は、求人数の多い専門的な資格の取得により、就労機会に結びつき、前年に比べ0.9ポイント上昇し、目標値を上回っています。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○女性の職業意識の向上、能力開発のための講座などの開催や、関係機関と連携して職業訓練機会の拡充に努めます。	・社会参画支援講座(2回・69人) ・人材育成支援事業補助金(12社16名608千円、うち女性3名132千円)
○ひとり親家庭の自立を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターを誘致し、就労に関する相談、情報提供などの就労サービスの提供をすすめます。	・母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給(2人) ・母子家庭高等職業訓練費の支給(12人) ・母子家庭等就業・自立支援センター事業(相談件数955件、採用人数60人) ・保育所等における日刊ハローワーク求人情報の提供

4. 施策の評価

女性の起業や再就職、スキルアップに関する社会参画支援講座を行っているほか、人材育成支援事業で市内の中小事業者を対象に、経営者や社員の質の向上をはかるため、研修機関での研修等に対する補助を行っており、ここ数年は年間約20名の利用があり、知識取得、技術向上、能力開発等の支援ができていると考えられますが、研修等に参加した女性の割合は減少傾向にあります。

また、ひとり親家庭の自立を支援するため、資格を取得するための支援や就業に関する相談、就業情報提供など母子家庭等の就業に向けた取り組みを行っています。推進目標の実績にも表れているとおり、就業支援の成果があったものと考えられ、以上の状況を勘案し、推進目標による判定は「a」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

５．課題と今後の取り組み方向

今後も引き続き、社会参画支援講座を行い女性の再就職等を支援していきます。
人材育成支援事業補助金は、中小企業従事者の資質向上を支援するものですが、研修等に参加した女性の割合は減少傾向にあります。利用の増加をはかるため、継続して本事業の周知を広報紙、市ホームページ、金融機関等を通じて行います。
また、ひとり親家庭の自立支援には、ハローワークで実施する支援制度が利用者にとって有利であることから、利用者数が少数となっていることが課題ですが、利用条件によりハローワークの制度を利用できない者が市の制度を利用するため、引き続き実施するとともに、機会のあるごとに制度の周知に努めます。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
基本目標	Ⅳ 多様な生き方を実現する環境づくり	主な担当課	子育て支援課	
基本方向	1　母子保健の充実			
施策の方向	(1) 保健相談や指導体制の充実			
	安全な妊娠、出産の確保や、母子の健康保持のための健康教育、相談体制の充実に努めるとともに、必要に応じ個々の健康状態にあわせた支援体制の整備をはかります。			

1. 目標値による判定（下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標）

	推進目標	単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	乳児家庭への訪問率	%	37.6%(H19) 85.0%(H31)	a	83.9	81.7			

推進目標による判定	a

2. 推進目標の実績値に対する考え方

乳児家庭への訪問率は、目標値を上回っています。母子健康手帳交付時等を通じて、母子訪問相談員や地域担当保育士の訪問に対する理解が深まってきているものと考えます。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠中や産後の保健相談、育児相談を実施します。	母性相談室相談件数(1,915件)、両親教室の実施(12回)、育児教室の実施(12回)、家庭訪問数(実1434件・延1628件)、歯科保健指導の実施(60回)
○保健師・栄養士が妊娠中や産後の母子の健康保持のための教室を実施し、必要な知識の普及に努めます。	母性相談室相談件数(1,915件)、性に関する健康教育の実施(いのちのトンネル)1回

4. 施策の評価

妊娠中・産後の様々な悩み・問題に対し、安心感を得られるよう保健業務全体を通して、相談及び指導体制は整えられていますが、市民まちづくりアンケートの「安心して子どもを産み育てることができる」という設問に対する実感度が前年に比べて若干低下していることから、推進目標による判定は「a」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

5. 課題と今後の取り組み方向

多様化する悩み・問題に対し、的確に対応できるよう、今後も相談及び指導体制を整えていきます。

平成24年度　施策評価表

施策体系	基本目標	Ⅳ 多様な生き方を実現する環境づくり	主な担当課	子育て支援課、健康推進課
	基本方向	1　母子保健の充実		
	施策の方向	(2) 保健・健康診査の充実		
		女性は、妊娠や出産など、生涯を通して男性とは異なる健康上の問題に直面することから、一人ひとりが健康の大切さを認識し、自己の健康管理ができるよう啓発や情報を提供するとともに、予防のための各種の検診機会の充実をはかります。		

1. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○各種検診や健康診査を実施するほか、必要に応じて保健指導を行い母子保健事業を推進します。	・4か月児健診(1392件)、10か月児健診(1231件)、1歳6か月児健診(1355件)、3歳児健診(1321件)、妊婦健診(26,490件) ・特定健診(8,174人)、特定保健指導(209人)、がん検診(胃:4,988人、肺:5,465人、前立腺:2,811人、大腸:10,873人、子宮:5,719人、乳:3,566人)、骨粗しょう症検診(157人)、肝炎ウイルス検診(2,405人)、健康診査(172人)、市民健診(217人) ・出前健康講座による健康教育の実施(4回:204人)
○乳幼児の歯科検診やフッ素塗布や保健指導など、歯科保健活動をすすめます。	・幼児歯科健診(7570件)、フッ素塗布(6614件)

2. 施策の評価

乳幼児健康診査や歯科健診により異常の早期発見や母子の健康保持増進をはかるとともに、幼児に関するさまざまな相談支援を行っています。
各種検診・健康診査については、大腸・子宮・乳がん検診、肝炎ウイルス検診における無料クーポン事業の実施などにより目標値を上回る受診率となっています。
また、出前健康講座においては、相手の要望に応じた健康教育を実施しており、以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

3. 課題と今後の取り組み方向

乳幼児の健康保持増進には、健康診査や相談支援が欠かせなく、何らかの理由により未受診となっている乳幼児健康診査の解消に向け、相談や訪問活動による受診勧奨の取り組みを進めます。
各種検診・健康診査については、特にコミセンや福祉センターで行う集団検診会場における男女双方が受診しやすい環境づくりを、今後も続けていく必要があります。また引き続き、無料クーポンの対象者以外の受診率向上に努める必要があります。
また、保健指導については、家族の健康を優先し自らの健康を後回しにしがちな女性等に向け、健康の大切さについての啓発を行います。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
基本目標	Ⅳ 多様な生き方を実現する環境づくり	主な担当課	健康推進課、子育て支援課
基本方向	2　健康づくりの推進		
施策の方向	(1) 健康づくりの推進		
	多様な生き方を実現するためには、一人ひとりの健康づくりが大切であることから、健康教育・健康相談・健康指導の充実をはかります。		

1. 目標値による判定（下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標）

	推進目標	単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値（各年度）				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	健康相談の相談者数	人	489人(H19) 増加(H31)	a	640	708			
推進目標による判定				a					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

健康相談の相談者数は、前年より増加し、目標値を達成しています。健康づくりガイドやホームページなどによる周知により、相談できる場所として市民へ浸透していると考えられます。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○心身の健康管理と病気予防についての講座や啓発を行い、健康教育を推進します。	出前健康講座の実施(107回:2,655人)
○生活習慣のアドバイスや身体の気になる症状について、栄養士、保健師などが相談に応じます。	・地域での相談体制の実施（健康相談）(89人)、生活習慣病予防などに関する相談の実施（健康相談）(619人) ・栄養相談　妊婦（474件）　乳幼児（1,051件） ・母性相談室相談件数（1,915件）、さわやか性相談（366件）
○各種検診や健康診査を実施するほか、必要に応じて健康指導を行い市民の健康増進に努めます。	特定健診(8,174人)、特定保健指導(209人)、がん検診(胃:4,988人、肺:5,465人、前立腺:2,811人、大腸:10,873人、子宮:5,719人、乳:3,566人)、骨粗しょう症検診(157人)、肝炎ウイルス検診(2,405人)、健康診査(172人)、市民健診(217人)

4. 施策の評価

出前健康講座においては、相手の要望に応じた健康教育を実施し、その中で、地域での健康相談に応じました。また、生活習慣病予防などのため、電話や面接により、個々の相談に応じました。
さらに、母子の健康保持増進や、幼児に関するさまざまな相談支援を行っており、以上の状況を勘案し、施策は順調に進んでいると評価します。

施策は順調に進んでいる	A

5. 課題と今後の取り組み方向

健康相談は特定の日程を定めず、市民が希望する日を調整して実施することで、市民が利用しやすい体制をとっていますが、健康に関する相談ができる場として市民に広く周知し、健康づくりへの支援を積極的に実施する必要があります。集団健康教育や講座などの他の事業と連携し、健康相談が必要な対象者へ積極的に利用を促すとともに、広報おびひろや保健事業のリーフレットを利用し、町内会やサークル、企業など地域の団体に出向いた際、市民に積極的に周知していくことが必要です。
乳幼児の健康保持増進には、健康診査や相談支援が欠かせなく、相談や訪問活動による受診勧奨の取り組みを進めます。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
基本目標	Ⅳ 多様な生き方を実現する環境づくり	主な担当課	障害福祉課、高齢者福祉課、介護保険課
基本方向	3　安心できる介護環境の整備		
施策の方向	(1) 介護の支援体制の充実		
	高齢者や障害者が安心して日常生活が送れるよう、福祉施策を充実するとともに、介護負担が女性だけに集中することなく社会全体で支えあえるよう、体制の充実をはかります。		

1. 目標値による判定（下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標）

	推進目標	単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	介護予防事業の参加者のうち、評価が向上・維持できた人の割合	%	92.3%(H19) 95.0%(H31)	c	85.9	89.5			
推進目標による判定				c					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「介護予防事業の参加者のうち、評価が向上・維持できた人の割合」は、目標値を下回っています。
これは、介護予防事業の参加者の一部において、週1回のプログラムで行う実践法を本人の普段の日常生活で習慣化することができず、体力の低下を招いていることが要因として考えられます。
平成22年度から平成23年度の実績値の増加は、介護予防事業の担当事業所による毎年の事業内容見直しで、より参加者の体にあった内容に改善しているためと考えられます。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○介護が必要になっても、住み慣れた地域や家庭で自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービスを提供します。	・日常生活支援サービスの実施（訪問系サービス利用253名、地域生活支援事業（移動・日中一時・訪問入浴）97名） ・介護を必要とする方が、生き生きと充実した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービスを提供
○介護をする家族の負担の軽減や、要介護者の生活の向上をはかるため、各種支援事業の実施や相談体制を充実します。	・総合相談窓口相談件数12,763件、地域生活支援事業（日中一時支援）の利用49名・家族介護用品支給事業（204人）、家族介護慰労金支給事業（1人）、ねたきり高齢者等寝具類クリーニングサービス事業（244人）、ねたきり高齢者理美容サービス事業（613人）、家族介護者リフレッシュ事業（4回・38人）、高齢者に対する保健、福祉、介護等に係る総合的な相談窓口として総合相談窓口・保健福祉センター相談窓口を設置（相談受理件数：27,952件）、認知症サポーター養成講座の実施（開催回数47回・参加延人数1,240人）、認知症・家族の集い茶話会（12回・100人）
○介護予防に関する知識の普及啓発のため、地域での介護予防教室の実施や健康づくり事業を行います。	高齢者の総合相談や権利擁護、認知症対策などを行う地域包括支援センター及び協力機関である在宅介護支援センターを設置（総合相談受理件数：9,523件、権利擁護相談受理件数：133件、ケアマネジャーからの相談受理件数：123件、認知症に関する相談受理件数：519件）、地域包括支援センターの統括機関として地域包括支援総合センターを設置、一次予防事業（口腔機能の向上に関する講座や介護予防に関する知識の普及啓発や介護予防教室など）を実施（①介護予防普及啓発事業　運動教室や講演会等開催回数226回・参加延人数3,740人、②地域介護予防活動支援事業　ボランティア育成研修会や地域活動組織への支援等開催回数374回・参加延人数5,221人）、二次予防事業（要介護になる恐れの高い高齢者に対して、軽運動や栄養改善のアドバイス、お口の健康についての講話と実技など）を実施（①二次予防事業対象者把握事業　生活機能評価受診者数7,226人・地域包括支援センターにおける基本チェックリスト実施数786人・二次予防事業の対象者数1,136人、②通所型介護予防事業　運動器の機能向上プログラム実施箇所数16ヵ所・実施回数767回・参加実人数698人　栄養改善プログラム参加実人数3人　口腔機能の向上プログラム参加実人数50人）

○介護が必要になっても、自分らしく安心して暮らせるよう、社会全体で支えていく介護保険制度の安定した運営に努めます。	ニーズにあった介護サービスの提供及び制度の安定した運営に努めた。また、第五期介護保険事業計画の策定にあたり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目指し、高齢者施策の推進に取り組んだ。

4. 施策の評価

総合窓口による障害福祉に係るサービス利用の手続きや情報提供など、相談体制の充実に努めてきました。

家族介護者の負担軽減に係るサービスの利用人数は減少傾向にはありますが、地域包括支援センターへの相談対応件数は、当センターが設置された平成18年度の4,341件に対し平成23年度の9,523件と約2倍の件数となっています。これは、総合相談の窓口としての地域包括支援センターの地域認知度があがってきたものと考えられます。認知症本人そしてその家族を支える認知症サポーターも着実にその数を増やしています。

また、介護予防一次予防事業では、介護予防自主グループの育成・支援を行う中グループ数が着実に増加しており、二次予防事業については、目標値にまで達していないものの、参加者の健康状態の維持・向上に対して効果的な内容へと着実に改善されてきていることによって、実績値が年々向上してきていることから、介護予防施策全体として効果が向上しているものと考えられます。

第五期介護保険事業計画の策定にあたり、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう地域密着型サービスや、介護保険施設等の整備を推進しました。

以上の状況を勘案し、推進目標による判定は「c」判定ですが、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

5. 課題と今後の取り組み方向

今後も障害福祉に係る相談体制の充実に努めます。

また、高齢者人口が増加する中、介護保険制度では行き渡らない要援護者への支援である高齢者福祉サービスのニーズ把握を行い、また、地域の身近な相談窓口としての地域包括支援センターについて、認知度を向上させていくよう努めます。

介護予防事業については、一次予防事業の中で発足した介護予防の自主グループの育成と、平成24年度から新たになった二次予防事業対象者の把握方法についての検証を行います。このことにより、さらなる介護予防・健康づくりを推進し、要支援・要介護になるおそれがある虚弱な高齢者である二次予防事業対象者を的確に把握し、介護予防事業につなげる取り組みを行います。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるように、社会全体で支えていく仕組みづくりを推進します。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
基本目標	Ⅳ 多様な生き方を実現する環境づくり	主な担当課	介護保険課、高齢者福祉課、工業労政課、障害福祉課、建築指導課、住宅課
基本方向	3　安心できる介護環境の整備		
施策の方向	(2) 高齢者や障害者に対する社会参画・自立支援		
	高齢期の男女が地域社会の一員として、経験や知識を活かし、生きがいを持って暮らせるよう支援するとともに、障害のある人が地域において生き生きと自立して暮らせるよう支援します。		

1. 目標値による判定（下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標）

	推進目標	単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値（各年度）				
					H22	H23	H24	H25	H26
1	障害者雇用率を達成した企業の割合	%	43.8%(H19) 50.0%(H31)	b	52	45.8			
推進目標による判定				b					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「障害者雇用率を達成した企業の割合」は全国平均は上回っているものの、半数以上の企業では法定雇用率を下回っており課題の一つとなっています。訓練等のサービス利用者が順調に増加していますが、その福祉的就労の拡充が必要です。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○高齢期の男女が経験や知識を活かし、健康保持や仲間との交流を深めて生きがいを持って暮らせる環境づくりに努めます。	・高齢者が健康を保持し生き生きと生活できるよう、居住環境を提供（2施設、各20名） ・単位老人クラブ数187クラブ・10,166人、友愛訪問活動延回数22,669回・32,103人、高齢者バス券交付者数13,074人
○働く意欲をもつ高齢者が経験と能力を活かし、働くことを通じて社会に貢献する機会を確保します。	・帯広市シルバー人材センターのパンフレット等を市庁舎に掲示
○障害のある人が生きがいを持って安心して暮らせるために、障害のニーズや課題に対応する相談支援体制を強化し、障害の特性に応じた障害福祉サービスを提供します。	・「障害者の雇用促進フェア」共催 ・手話・要約筆記通訳者の派遣277件、自動車免許取得・自動車改造6件、ノーマライゼーション理念の定着の促進、福祉の広場の運営経費の支援、市業務の確保（官公需）13事業、訓練等のｻｰﾋﾞｽの利用311名、相談支援の強化
○高齢者や障害者がハンディを感じることなく生活できる居住環境を整備するため、ユニバーサルデザイン住宅の普及促進を行います。	・UD住宅建設資金貸付　新築20件　100,000千円　　増改築1件　1,500千円 ・UD住宅改造補助　31件　　11,930千円 ・UDモデル住宅来館者アンケート（H23.2月～） ・町内会へのPRチラシ配布（班回覧用5,000部） ・社協フェスタにてPRチラシ配布（950部）　・PRチラシ設置依頼（リハビリテーション科・建築、設計会社、専門学校　計430部）

4. 施策の評価

2施設(各20名)の生活支援ハウスを運営することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者の保健福祉の増進に寄与しています。
「高齢期の男女が経験や知識を活かし、健康保持や仲間との交流を深めて生きがいを持って暮らせる環境づくり」として、一つには、地域のひとり暮らし高齢者宅を訪問するなど地域の交流促進を深める友愛訪問活動などを行う老人クラブの活動を支援するために補助金を交付し、また、高齢者の外出・移動を支援することで、健康と生きがいづくりを支援し、積極的な社会参加の促進を図る高齢者バス券交付事業(※)を実施しています。
※平成24年度からは新たな高齢者の外出・移動支援事業として、高齢者おでかけサポートバス事業が始まりました。
シルバー人材センターと連携を図りながら高齢者の就業機会の確保・促進をはかるとともに、ハローワークと連携しながら「障害者の雇用促進フェア」を開催し、障害者雇用の促進に努めました。
推進目標の「障害者雇用率を達成した企業の割合」の判定は、障害者雇用率の算定方法の変更により下がりましたが、市内事業所の雇用者数は、前年と比べて38人増加しており、障害者の就労促進に向けた取り組みの成果が、徐々に反映されてきているものと考えます。
「福祉のひろば」の設置、ノーマライゼーション推進地区における交流事業等の実施により障害に対する理解の促進に努めています。
UD住宅の普及啓発と専門的立場で指導・助言を行うUDアドバイザー制度は、改造補助・増改築融資利用者からは高い評価を得ていますが、補助・融資制度の利用を前提としていない一般的な相談は少なく、UDアドバイザー制度について十分活用できていない現状となっています。
また、UDモデル住宅の展示を通して、UDの考え方の周知を行っております。来館者は減少傾向にありますが、これはUDの考え方が普及されてきたためと考えます。
以上の状況を勘案し、推進目標による判定は「b」判定ですが、施策は順調に進んでいると評価します。

施策は順調に進んでいる	A

5. 課題と今後の取り組み方向

今後も生活支援ハウスの運営により、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、高齢者の保健福祉の増進に努めていきます。
主に老人クラブを構成する60歳以上の人口が増加している一方で、高齢になっても就労する人、個人の所属意識や趣味嗜好の多様化などによる老人クラブ数と会員数の減少が見られます。社会構造と社会環境の変化や価値観が多様化する中、時代の変化や新たなニーズに応じた施策の取り組みに努めます。
また、高齢者の外出・移動を支援する高齢者おでかけサポートバス事業については、一層の制度周知をはかり利用者の増加に取り組みます。
障害に対する理解を一層促進する必要があることから、関係団体などが中心となって行う障害者の社会活動の成果を周知する活動の拡充を支援していきます。
今後もシルバー人材センターと連携をはかりながら高齢者の就業機会の確保・促進をはかっていきます。また、ハローワークと連携しながら、障害者雇用の促進に努めていきます。
アドバイザー制度の活用によるUD住宅の一層の普及啓発に向けて、アドバイザーの活動の場を広げ多くの市民にUDアドバイザー制度について知ってもうらうため、民間団体等が行う一般市民向けの住宅関連イベント等での相談を実施し、周知と活動の場を広げていきます。
「ユニバーサルデザインモデル住宅管運営委託業務」では、以前より開館日数に対する来館日数が少ないこと、来館者数が少ないことが課題となっていました。平成23年度には来館者アンケートやチラシ配布を行い、意見聴取やPR活動を行いましたが、実績は開館日数310日に対し来館日数は56日、さらに来館者数は179人と、前年度の実績を下回る結果となり、施設の在り方の検討が必要になっています。今後については、利用状況や他の民間施設の状況を踏まえながら、施設の在り方を見直します。

平成24年度　施策評価表

施策体系				
基本目標	Ⅳ 多様な生き方を実現する環境づくり	主な担当課	子育て支援課、生涯学習課、男女共同参画推進課、農政課、文化課
基本方向	4　生涯学習の推進		
施策の方向	(1) 学習機会や学習情報の提供		
	市民が生涯を通していつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、機会の充実をはかります。また、多様な生き方を主体的に選択し、充実した人生を送るための学習の環境整備に努めます。		

1. 目標値による判定（下線は第六期帯広市総合計画と共通する指標）

	推進目標	単位	基準値(基準年度) 目標値(目標年度)	判定	実績値(各年度)				
1	帯広市教育委員会が開催する講座等の参加者数	人	22,590人(H19)	a	H22	H23	H24	H25	H26
			23,000人(H31)		26,656	30,138			
2	地域の指導者の登録者数	人	138人(H19)	d	H22	H23	H24	H25	H26
			190人(H31)		107	109			
推進目標による判定				b					

2. 推進目標の実績値に対する考え方

「帯広市教育委員会が開催する講座等の参加者数」は、目標値を上回りました。コミュニティ講座など入門的な講座は市民が参加しやすい内容であったことや、生涯学習推進委員会などの実施による市民協働が定着した結果、参加者数が増加し続けているほか、これまで伸び悩んでいた専門的な講座も、内容を見直し、開催時間設定の工夫やPR活動の強化などにより帯広市民大学の受講者など参加者数が増加しました。また、図書館が実施した「初歩から始める郷土資料読み解き講座」など新規の取り組みも参加者の増につながっています。反面、高齢者学級入級者数が減少しています。周知不足が要因と考えられますが、町内会への周知等PRを工夫した結果、平成24年度は増加しています。(H22-137人、H23-96人、H24-185人)

「地域の指導者登録者数」は、目標を下回る状況が続いています。周知方法と登録している指導者の活躍の機会が少ないことに課題があると考えます。

3. 施策の取り組み内容

主な取り組み	H23年度実績
○学習、文化、スポーツ活動などの各種教室・講座を開催するほか、発表・活動機会を提供します。	・家庭教育学級(学級数:12学級、学級生数:210名、学習会計実施回数:117回) ・高齢者学級の充実(年間35回　入級者数96人)、コミュニティ講座(年間223講座　受講者数17,738人)、市民大学講座(本講座36集、ゼミ11回、学習プラザ21種　受講者3,425人)、ﾌﾟﾗｻﾞ・ｴﾝｼﾞｮｲｽｸｰﾙの充実(週2回～月2回　受講者2,070人)、放送大学帯広学習室の内容充実(受講者数351人　214科目)、生涯学習フェスティバルの内容充実(実施事業数65件　参加団体21団体　8課・館・園)、語り手育成講習会(169人)、読書感想文教室・小説童話教室・短歌俳句教室(32人)、マタニティ教室(40人)、認知症サポータ養成講座(35人)、各種おはなし会(2,941人)、博物館講座・連続講座・地質講座・郷土学習見学会・自然観察会・講演会の開催(34回開催、1,052人)、「シカぶえをつくろう!ならそう!」(25人) ・男女共同参画セミナー(1回・1,278人)、男女共同参画講座(4回・139人)
○さまざまな機会を利用して学習情報を提供するとともに、団体活動などを紹介し、学習活動を通じた交流の促進に努めます。	指導者名簿、団体グループ名簿、各種施設の名簿の作成、市ホームページに指導者、団体・グループ名簿を掲載、生涯学習情報誌の発行

○生涯にわたって自主的に学習できる環境づくりや、生きがいやゆとりを持ち心豊かな生活を送れる地域社会づくりに努めます。	・地域特色を活かした学習の場の提供（農業技術センター機能の充実）（帯広市農産物小規模加工研究会の活動の場として活用） ・自主的学習活動の支援（グループ活動への支援）（新技術調査研修助成事業における助成1団体） ・農業者グループ活動助成事業（助成団体4団体）
○優れた芸術・文化の鑑賞機会を提供し、市民文化の向上発展に努めます。	小笠原一規とPMFフレンズ「ラ・ボエーム」（328人）、劇団千年王國「イザナキとイザナミ～古事記一幕」（283人）、武蔵野音楽大学管弦楽団帯広演奏会（786人）、小山実稚恵ピアノリサイタル（565人）、松竹花形歌舞伎（1,238人）、親と子のわくわく音楽会（457人）、ワルシャワ国立フィルハーモニー管弦楽団with中村紘子＆千住真理子（1,393人）、アップビートとかち音楽祭2012（170人）、幼児向けプチコンサート（82人） 道立帯広美術館特別企画展「ウッドワン美術館名品展」の共同開催

4. 施策の評価

家庭教育学級生数は年々減少傾向ですが、広報活動等を通し、一定の学級生数を確保できているとともに、コンパクトな学習活動を実施できています。

帯広市民大学や地域の生涯学習推進委員との協働により開催しているコミュニティ講座の参加者は順調に増加しています。マタニティ講座には夫婦そろっての参加が多く、おなかの中の子どもから家族そろって本に親しんでもらうことができます。男女共同参画セミナーや男女共同参画講座等は関係団体等と連携して開催するなど男女共同参画について幅広く学んでいただく講座等になっています。

これら各種教室や講座を行うことにより、小中学生から高齢者までの幅広い年齢層に対して学習の機会を提供しています。

帯広市農業技術センターを地域特色を活かした学習の場として提供しており、女性メンバーが中心となっている農産物小規模加工研究会などについても支援しています。

芸術・文化に関する情報が市民へ十分に届いていない状況もうかがえますが、市民まちづくりアンケートの市民実感度は向上しています。

以上の状況を勘案し、施策はある程度進んでいると評価します。

施策はある程度進んでいる	B

5. 課題と今後の取り組み方向

家庭教育学級生増加のため、広報等の取り組みを行うとともに、学習テーマを設定し、家庭教育学級の意義を明確にし、学習会等を行っていきます。

男女共同参画セミナーや男女共同参画講座等については、今後も各団体と連携し効果的に男女共同参画について学んでいただく講座等としていきます。

市教委で行っている学習の提供については、各事業の受講者（参加者）数が伸びていることから、一定程度の成果を上げていると評価できますが、市民の求める学習の場を提供するため、市民の求める講座について把握する必要があります。また、地域の指導者の登録者数が目標を下回っており、登録されている指導者が活躍できる機会につながっていないことや市民が簡単に指導者を探せる仕組みになっていないことが課題です。

現在開催している講座の予告や開催済講座内容など、講座の魅力を伝えるため、積極的な広報活動を行うとともに、市民が望む講座開講に向け、さまざまな機会にアンケートなどによる調査や意見交換会等を行い、市民の多様化・高度化した学習需用に対応できるよう、生涯学習環境の整備をすすめます。また、市教委主催の事業（講座等）に地域の指導者を登用するなど、活躍できる機会を提供し、事業に参加した市民にも地域の指導者が活躍している場面を周知するなど、積極的な広報活動に努めます。

帯広市農業技術センターについては、地域特色を活かした学習の場として提供をはかっていきます。

また、優れた芸術文化にふれる機会を引き続き提供していく必要があります。